

山口県地域防災計画（本編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																																										
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>2 市町 (1-1-6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">市 町</td> <td>1～9 (略)</td> </tr> <tr> <td>10 <u>避難の勧告又は指示</u>及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事</td> </tr> <tr> <td>11～20 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定地方行政機関 (1-1-7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">中国四国農政局</td> <td>1～8 (略)</td> </tr> <tr> <td><u>9 防災に関する情報の収集及び報告に関する事</u>。 <u>10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事</u>。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">中国経済産業局</td> <td>1～2 (略)</td> </tr> <tr> <td>3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な<u>指導</u>に関する事。</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">福岡管区気象台 (下関地方気象台)</td> <td>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表<u>を行う</u>。</td> </tr> <tr> <td>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説<u>を行う</u>。</td> </tr> <tr> <td>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に<u>努める</u>。</td> </tr> <tr> <td>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言<u>を行う</u>。</td> </tr> <tr> <td>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に<u>努める</u>。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">中国総合通信局</td> <td>1～2 (略)</td> </tr> <tr> <td>3 災害時における<u>非常用通信</u>の運用監督に関する事。</td> </tr> <tr> <td>4～5 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関 (1-1-10)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中国電力株式会社 社(山口支社)</u></td> <td>1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事。 2 被災施設、設備の応急復旧に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市 町	1～9 (略)	10 <u>避難の勧告又は指示</u> 及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事	11～20 (略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局	1～8 (略)	<u>9 防災に関する情報の収集及び報告に関する事</u> 。 <u>10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事</u> 。	中国経済産業局	1～2 (略)	3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な <u>指導</u> に関する事。	4 (略)	福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>を行う</u> 。	2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>を行う</u> 。	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に <u>努める</u> 。	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>を行う</u> 。	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>努める</u> 。	中国総合通信局	1～2 (略)	3 災害時における <u>非常用通信</u> の運用監督に関する事。	4～5 (略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>中国電力株式会社 社(山口支社)</u>	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事。 2 被災施設、設備の応急復旧に関する事。	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>2 市町 (1-1-6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">市 町</td> <td>1～9 (略)</td> </tr> <tr> <td>10 <u>避難の指示等</u>及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。</td> </tr> <tr> <td>11～20 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定地方行政機関 (1-1-7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">中国四国農政局</td> <td>1～8 (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u> <u>9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事</u>。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">中国経済産業局</td> <td>1～2 (略)</td> </tr> <tr> <td>3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な<u>指導等</u>に関する事。</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">福岡管区気象台 (下関地方気象台)</td> <td>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表<u>に関する事</u>。</td> </tr> <tr> <td>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説<u>に関する事</u>。</td> </tr> <tr> <td>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備<u>に関する事</u>。</td> </tr> <tr> <td>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言<u>に関する事</u>。</td> </tr> <tr> <td>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発<u>に関する事</u>。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">中国総合通信局</td> <td>1～2 (略)</td> </tr> <tr> <td>3 災害時における<u>非常通信</u>の運用監督に関する事。</td> </tr> <tr> <td>4～5 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 指定公共機関 (1-1-10)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中国電力株式会社 社(山口支社)</u> <u>中国電力ネットワーク株式会社 (山口ネットワークセンター)</u></td> <td>1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事。 2 被災施設、設備の応急復旧に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市 町	1～9 (略)	10 <u>避難の指示等</u> 及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。	11～20 (略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国農政局	1～8 (略)	<u>(削除)</u> <u>9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事</u> 。	中国経済産業局	1～2 (略)	3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な <u>指導等</u> に関する事。	4 (略)	福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>に関する事</u> 。	2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>に関する事</u> 。	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 <u>に関する事</u> 。	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>に関する事</u> 。	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 <u>に関する事</u> 。	中国総合通信局	1～2 (略)	3 災害時における <u>非常通信</u> の運用監督に関する事。	4～5 (略)	機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>中国電力株式会社 社(山口支社)</u> <u>中国電力ネットワーク株式会社 (山口ネットワークセンター)</u>	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事。 2 被災施設、設備の応急復旧に関する事。	<p>災害対策基本法改正</p> <p>表現の適正化</p> <p>プッシュ型支援を反映</p> <p>表現の適正化</p> <p>誤記修正</p> <p>分社化に伴う指定公共機関の追加</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																											
市 町	1～9 (略)																																																											
	10 <u>避難の勧告又は指示</u> 及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事																																																											
	11～20 (略)																																																											
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																											
中国四国農政局	1～8 (略)																																																											
	<u>9 防災に関する情報の収集及び報告に関する事</u> 。 <u>10 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事</u> 。																																																											
中国経済産業局	1～2 (略)																																																											
	3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な <u>指導</u> に関する事。																																																											
	4 (略)																																																											
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>を行う</u> 。																																																											
	2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>を行う</u> 。																																																											
	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に <u>努める</u> 。																																																											
	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>を行う</u> 。																																																											
	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に <u>努める</u> 。																																																											
中国総合通信局	1～2 (略)																																																											
	3 災害時における <u>非常用通信</u> の運用監督に関する事。																																																											
	4～5 (略)																																																											
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																											
<u>中国電力株式会社 社(山口支社)</u>	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事。 2 被災施設、設備の応急復旧に関する事。																																																											
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																											
市 町	1～9 (略)																																																											
	10 <u>避難の指示等</u> 及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。																																																											
	11～20 (略)																																																											
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																											
中国四国農政局	1～8 (略)																																																											
	<u>(削除)</u> <u>9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事</u> 。																																																											
中国経済産業局	1～2 (略)																																																											
	3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な <u>指導等</u> に関する事。																																																											
	4 (略)																																																											
福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 <u>に関する事</u> 。																																																											
	2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 <u>に関する事</u> 。																																																											
	3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 <u>に関する事</u> 。																																																											
	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 <u>に関する事</u> 。																																																											
	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 <u>に関する事</u> 。																																																											
中国総合通信局	1～2 (略)																																																											
	3 災害時における <u>非常通信</u> の運用監督に関する事。																																																											
	4～5 (略)																																																											
機関の名称	事務又は業務の大綱																																																											
<u>中国電力株式会社 社(山口支社)</u> <u>中国電力ネットワーク株式会社 (山口ネットワークセンター)</u>	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事。 2 被災施設、設備の応急復旧に関する事。																																																											

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発 (2-1-3)</p> <p>特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、県民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、県・市町広報紙、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール、インターネット及び報道媒体を活用し、市町と協力して次のようなことを普及啓発する。</p> <p>なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、防災の日を設定し重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ア</u> 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄</p> <p><u>イ</u> 非常持出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p><u>ウ</u> 消火器の普及</p> <p><u>エ</u> 保険・共済等への加入</p> <p>第3章 防災訓練の実施</p> <p>第1節 訓練の内容</p> <p>第2項 市町</p> <p>訓練の内容(事例) (2-3-3)</p> <div data-bbox="189 1058 917 1451" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の広報 ・避難誘導、<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>及び警戒区域の設定 ・要配慮者の安全確保(避難支援) ・消防、水防活動 ・救助・救急活動 ・ボランティアの活動体制の確立 ・食料・飲料水、医療その他の救援活動 ・被災者に対する生活情報の提供 </div> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>基本的な考え方 (2-7-1)</p> <p>災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。</p> <div data-bbox="213 1717 1092 1982" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>避難の勧告・指示、避難準備・高齢者等避難開始</u>の基準 — <u>避難の勧告、指示</u>事項 — <u>避難の勧告、指示</u>の伝達手段 — <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> </div>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災思想の普及啓発</p> <p>第2節 防災知識の普及啓発</p> <p>第1項 県</p> <p>4 県民に対する普及啓発 (2-1-3)</p> <p><u>避難情報発令時</u>、特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、県民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、県・市町広報紙、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール、インターネット及び報道媒体を活用し、市町と協力して次のようなことを普及啓発する。</p> <p>なお、普及啓発に当たっては、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、防災の日を設定し重点的な取り組みを行うとともに、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。</p> <p>(1) 家庭での予防・安全対策</p> <p><u>ア</u> <u>ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認</u></p> <p><u>イ</u> <u>災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認</u></p> <p><u>ウ</u> 2～3日分の食料、飲料水等の備蓄</p> <p><u>エ</u> 非常持出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p><u>オ</u> 消火器の普及</p> <p><u>カ</u> 保険・共済等への加入</p> <p>第3章 防災訓練の実施</p> <p>第1節 訓練の内容</p> <p>第2項 市町</p> <p>訓練の内容(事例) (2-3-3)</p> <div data-bbox="1454 1058 2181 1451" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の広報 ・避難誘導、<u>避難指示等の発令</u>及び警戒区域の設定 ・要配慮者の安全確保(避難支援) ・消防、水防活動 ・救助・救急活動 ・ボランティアの活動体制の確立 ・食料・飲料水、医療その他の救援活動 ・被災者に対する生活情報の提供 </div> <p>第7章 避難予防対策</p> <p>基本的な考え方 (2-7-1)</p> <p>災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。</p> <div data-bbox="1478 1717 2427 1982" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町の避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>避難指示等(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)</u>の基準 — <u>避難指示等に関する事項</u> — <u>避難指示等</u>の伝達手段 — <u>高齢者等避難</u> </div>	<p>表現の適正化</p> <p>取組の追加</p> <p>災害対策基本法改正</p>

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第1節 市町の避難計画 (2-7-2)</p> <p>市町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>県は、市町に対し、<u>避難勧告等</u>の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>第1項 <u>避難の勧告、指示、避難準備情報</u>の基準</p> <p>市町は、<u>避難勧告等</u>の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して<u>避難勧告</u>を発令すべきか等の<u>判断基準</u>について取りまとめたマニュアル等を「<u>避難勧告等</u>に関するガイドライン(内閣府)」等を参考に整備しておく必要がある。</p> <p>なお、判断基準の策定については、雨量、水位の予測値または実況値、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="160 877 1326 1944"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備</u> ・<u>高齢者等</u> <u>避難開始</u> (警戒レベル3)</td> <td><u>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u></td> <td>・<u>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</u> ・<u>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u></td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u> (警戒レベル4)</td> <td><u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u></td> <td>・<u>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</u> ・<u>外が危険な場合は、屋内での垂直避難等(屋内安全確保)</u></td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u> (緊急) (警戒レベル4)</td> <td>・<u>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> ・<u>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> ・<u>人的被害の発生した状況</u></td> <td>・<u>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> ・<u>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</u> ・<u>外が危険な場合は、屋内での垂直避難等(屋内安全確保)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※屋内安全確保：避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保を行うもの</p>		発令時の状況	住民に求める行動	<u>避難準備</u> ・ <u>高齢者等</u> <u>避難開始</u> (警戒レベル3)	<u>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	・ <u>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</u> ・ <u>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u>	<u>避難勧告</u> (警戒レベル4)	<u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u>	・ <u>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</u> ・ <u>外が危険な場合は、屋内での垂直避難等(屋内安全確保)</u>	<u>避難指示</u> (緊急) (警戒レベル4)	・ <u>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> ・ <u>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> ・ <u>人的被害の発生した状況</u>	・ <u>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> ・ <u>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</u> ・ <u>外が危険な場合は、屋内での垂直避難等(屋内安全確保)</u>	<p>第1節 市町の避難計画 (2-7-2)</p> <p>市町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>県は、市町に対し、<u>避難指示等</u>の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</p> <p>第1項 <u>避難指示等(緊急安全確保、避難の指示、高齢者等避難)</u>の基準</p> <p>市町は、<u>避難指示等</u>の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して<u>避難指示等</u>を発令すべきか等の<u>発令基準や伝達方法等</u>について取りまとめたマニュアル等を「<u>避難情報</u>に関するガイドライン(内閣府)」等を参考に整備しておく必要がある。</p> <p>なお、判断基準の策定については、雨量、水位の予測値または実況値、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="1421 877 2588 1822"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難</u> (警戒レベル3)</td> <td><u>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</u></td> <td>・<u>高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> ・<u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング</u></td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u> (警戒レベル4)</td> <td><u>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況</u></td> <td><u>危険な場所から全員避難</u> ・<u>危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u></td> </tr> <tr> <td><u>緊急安全確保</u> (警戒レベル5)</td> <td><u>災害が発生又は切迫している状況即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況</u></td> <td><u>命の危険 直ちに安全確保!</u> ・<u>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※屋内安全確保：洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動</p>		発令時の状況	住民に求める行動	<u>高齢者等避難</u> (警戒レベル3)	<u>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</u>	・ <u>高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> ・ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング</u>	<u>避難指示</u> (警戒レベル4)	<u>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況</u>	<u>危険な場所から全員避難</u> ・ <u>危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u>	<u>緊急安全確保</u> (警戒レベル5)	<u>災害が発生又は切迫している状況即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況</u>	<u>命の危険 直ちに安全確保!</u> ・ <u>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保</u>	<p>災害対策基本法改正</p>
	発令時の状況	住民に求める行動																								
<u>避難準備</u> ・ <u>高齢者等</u> <u>避難開始</u> (警戒レベル3)	<u>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	・ <u>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</u> ・ <u>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</u>																								
<u>避難勧告</u> (警戒レベル4)	<u>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</u>	・ <u>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</u> ・ <u>外が危険な場合は、屋内での垂直避難等(屋内安全確保)</u>																								
<u>避難指示</u> (緊急) (警戒レベル4)	・ <u>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> ・ <u>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</u> ・ <u>人的被害の発生した状況</u>	・ <u>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</u> ・ <u>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</u> ・ <u>外が危険な場合は、屋内での垂直避難等(屋内安全確保)</u>																								
	発令時の状況	住民に求める行動																								
<u>高齢者等避難</u> (警戒レベル3)	<u>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</u>	・ <u>高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> ・ <u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング</u>																								
<u>避難指示</u> (警戒レベル4)	<u>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況</u>	<u>危険な場所から全員避難</u> ・ <u>危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u>																								
<u>緊急安全確保</u> (警戒レベル5)	<u>災害が発生又は切迫している状況即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況</u>	<u>命の危険 直ちに安全確保!</u> ・ <u>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保</u>																								

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2項 <u>避難の勧告・指示</u>事項 (2-7-3)</p> <p><u>避難の勧告・指示</u>に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>1 <u>避難の勧告・指示</u>の発令者</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第3項 <u>避難の勧告、指示</u>の伝達手段</p> <p><u>避難の勧告、指示等</u>を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。</p> <p>地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、市町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部・署、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。</p> <p>また、夜間に<u>避難勧告、指示等</u>を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第4項 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p><u>避難勧告及び避難指示の事前段階として、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。</u></p> <p>このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>に関するマニュアルを作成することが重要であり、<u>避難勧告・指示</u>を含め、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の判断基準を策定するものとする。</p> <p>第9項 避難所の運営管理 (2-7-5)</p> <p>市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第11項 避難所の整備に関する事項</p> <p>1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備 (換気、照明等)</p> <p>2 避難所として必要な施設・設備の整備 (<u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等</u>)</p> <p>3 災害情報の入手に必要な機器の整備 (テレビ、ラジオ等)</p> <p>4 避難所での備蓄 食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資</p> <p>第8章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 県 (2-8-3)</p> <p>(5) 医薬品及び医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2項 <u>避難指示等に関する</u>事項 (2-7-3)</p> <p><u>避難指示等の発令</u>に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>1 <u>避難指示等</u>の発令者</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第3項 <u>避難指示等</u>の伝達手段</p> <p><u>避難指示等</u>を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。</p> <p>地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、市町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部・署、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。</p> <p>また、夜間に<u>避難指示等</u>を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第4項 <u>高齢者等避難</u></p> <p><u>災害のおそれがある場合に、市町村長が、避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝達する必要がある。</u></p> <p>このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした<u>高齢者等避難</u>に関するマニュアルを作成することが重要であり、<u>避難指示</u>を含め、<u>高齢者等避難</u>の判断基準を策定するものとする。</p> <p>第9項 避難所の運営管理 (2-7-5)</p> <p>市町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>第11項 避難所の整備に関する事項</p> <p>1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備 (換気、照明等)</p> <p>2 避難所として必要な施設・設備の整備 (<u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等</u>)</p> <p>3 災害情報の入手に必要な機器の整備 (テレビ、ラジオ等)</p> <p>4 避難所での備蓄 食料品、水、常備薬、<u>マスク、消毒液、体温計、間仕切り</u>、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資</p> <p>第8章 救助・救急、医療活動</p> <p>第2節 医療活動</p> <p>第1項 医療救護活動体制の確立</p> <p>1 県 (2-8-3)</p> <p>(5) 医薬品及び医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。</p> <p><u>また、災害時に被災地の医薬品等の円滑な需要供給の調整等を行うため、全県及び2次医療圏単位で災害薬事コーディネーターを配置する。</u></p>	<p>災害対策基本法改正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>災害薬事コーディネーター等の配置</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 指定地方行政機関等 (2-8-4)</p> <p>(5) 県薬剤師会は、県医師会等の行う医療救護活動を支援するため、<u>救護組織を編成し</u>、救護活動に必要な医薬品等の確保や調剤体制の整備に努める。</p> <p>第9章 要配慮者対策</p> <p>基本的な考え方 (2-9-1)</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。</p> <div data-bbox="201 751 765 982" data-label="Diagram"> </div> <p>第2節 在宅要配慮者対策</p> <p>第1項 支援体制の整備 (2-9-3)</p> <p>7 市町は、避難行動に時間を要する、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令するための<u>基準策定に努める</u>必要がある。</p> <p>第3節 <u>避難行動要支援者名簿</u> (2-9-3)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1～4 (略)</p>	<p>3 指定地方行政機関等 (2-8-4)</p> <p>(5) 県薬剤師会は、<u>県からの派遣要請</u>や県医師会等の行う医療救護活動を支援するため、<u>薬剤管理班の編成</u>、救護活動に必要な医薬品等の確保、<u>調剤体制の整備</u>に努める。</p> <p>第9章 要配慮者対策</p> <p>基本的な考え方 (2-9-1)</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。</p> <div data-bbox="1469 751 2427 982" data-label="Diagram"> </div> <p>第2節 在宅要配慮者対策</p> <p>第1項 支援体制の整備 (2-9-3)</p> <p>7 市町は、避難行動に時間を要する、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「<u>高齢者等避難</u>」を発令するための<u>基準を策定する</u>必要がある。</p> <p>第3節 <u>避難行動要支援者対策</u> (2-9-3)</p> <p><u>第1項 避難行動要支援者名簿の作成</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>第2項 個別避難計画</u></p> <p><u>1 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 避難支援実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先</u></p> <p><u>(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>(3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町長が必要と認める事項</u></p>	<p>災害対策基本法改正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 防災知識の普及啓発・訓練 (2-9-4)</p> <p>第2項 防災訓練</p> <p>県及び市町は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>第5節 避難所対策 (2-9-4)</p> <p>県及び市町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。</p> <p>また、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>第10章 緊急輸送活動</p> <p>基本的な考え方 (2-10-1)</p> <p>災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。</p> <div data-bbox="474 892 1320 1123" data-label="Diagram"> </div> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第1項 緊急輸送ネットワークの形成 (2-10-2)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>輸送拠点</u>の指定</p> <p>他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設を指定しておく。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第14章 危険家屋移転促進対策</p> <p>第2節 かけ地近接危険住宅の移転促進計画</p> <p>第4項 国の補助制度 (2-14-3)</p> <p>2 <u>危険住宅に代る住宅の建設、購入に要する経費</u></p>	<p>第4節 防災知識の普及啓発・訓練 (2-9-4)</p> <p>第2項 防災訓練</p> <p>県及び市町は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>多様な主体</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>第5節 避難所対策 (2-9-4)</p> <p>県及び市町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。</p> <p>また、<u>防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し</u>、被災時の男女のニーズの違い等<u>多様な主体</u>の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>第10章 緊急輸送活動</p> <p>基本的な考え方 (2-10-1)</p> <p>災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両の確保が必要となる。</p> <div data-bbox="1736 934 2582 1165" data-label="Diagram"> </div> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第1項 緊急輸送ネットワークの形成 (2-10-2)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>輸送拠点等</u>の指定</p> <p><u>ア</u> 他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設を指定しておく。</p> <p><u>イ</u> <u>他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点施設を指定しておく。</u></p> <p>第14章 危険家屋移転促進対策</p> <p>第2節 かけ地近接危険住宅の移転促進計画</p> <p>第4項 国の補助制度 (2-14-3)</p> <p>2 <u>危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。)及び改修に要する経費</u></p>	<p>第5次男女共同参画基本計画や「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」等との整合</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>補助対象経費の追加</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第15章 火災予防対策</p> <p>第2節 林野火災予防計画</p> <p>第1項 出火防止対策の推進</p> <p>1 林野火災予防対策の推進</p> <p>(2) 発生原因別対策</p> <p>イ 山林内事業者(作業者)対策</p> <p>(2-15-9)</p> <p>(ウ) <u>事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ゴミ焼き箇所を設けるとともに</u>、標識及び消火設備を完備するものとする。</p> <p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路</p> <p>【県(道路整備課、道路建設課、都市計画課)・国(気象台、地方整備局、労働局)・警察・市町・西日本高速道路株】</p> <p>1 現況 (2-16-9)</p> <p>本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道及び17本の一般国道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長<u>16,687.1</u>kmにおよぶ道路網を形成している。</p> <p>その道路種別内訳は、高速自動車国道<u>257.0</u>km、国道<u>1,113.3</u>km、県道<u>2,793.3</u>km、市町道<u>12,523.6</u>kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均77.1%、山口県<u>65.0</u>%となっている(道路統計年報<u>2018</u>より)。</p> <p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第2節 危険物等災害予防計画</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策 (2-17-12)</p> <p>2 ガス用品の災害予防対策(ガス事業法)</p> <p>(1) 経済産業大臣(又は経済産業局長)の行う予防対策(ガス事業法140条、148条、157条、<u>170条</u>、171条、172条、173条)</p> <p>粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する<u>立入検査</u>、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。</p> <p>(2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策(ガス事業法第145条)</p> <p>ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務を定めることにより、事故発生を防止する。</p> <p>第9項 毒物劇物の災害予防対策</p> <p>4 災害予防対策 (2-17-17)</p> <p>(1) 毒物劇物取扱施設の災害予防対策(毒物及び劇物取締法第11条)</p> <p>ウ 指導対策</p> <p>(7) 立入検査(毒物及び劇物取締法<u>第17条</u>)</p> <p>(2) 毒物劇物の災害予防対策(毒物及び劇物取締法第16条第1項)</p> <p>イ 指導対策</p> <p>(7) 立入検査(毒物及び劇物取締法<u>第17条</u>)</p>	<p>第15章 火災予防対策</p> <p>第2節 林野火災予防計画</p> <p>第1項 出火防止対策の推進</p> <p>1 林野火災予防対策の推進</p> <p>(2) 発生原因別対策</p> <p>イ 山林内事業者(作業者)対策</p> <p>(2-15-9)</p> <p>(ウ) <u>事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに</u>、標識及び消火設備を完備するものとする。</p> <p>第16章 交通災害予防対策</p> <p>第3節 陸上交通災害予防計画</p> <p>第1項 道路</p> <p>【県(道路整備課、道路建設課、都市計画課)・国(気象台、地方整備局、労働局)・警察・市町・西日本高速道路株】</p> <p>1 現況 (2-16-9)</p> <p>本県における現在の道路体系は、高速自動車国道の中国自動車道、山陽自動車道、関門自動車道及び17本の一般国道を軸として、これに県道、市町道が連携し、実延長<u>16,727.7</u>kmにおよぶ道路網を形成している。</p> <p>その道路種別内訳は、高速自動車国道<u>257.4</u>km、国道<u>1,114.6</u>km、県道<u>2,800.5</u>km、市町道<u>12,555.2</u>kmとなっている。このうち、国道・県道の改良率では全国平均77.1%、山口県<u>65.2</u>%となっている(道路統計年報<u>2020</u>より)。</p> <p>第17章 産業災害予防対策</p> <p>第2節 危険物等災害予防計画</p> <p>第5項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策 (2-17-12)</p> <p>2 ガス用品の災害予防対策(ガス事業法)</p> <p>(1) 経済産業大臣(又は経済産業局長)の行う予防対策(ガス事業法140条、148条、157条、171条、172条、173条)</p> <p>粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する<u>届出、立入検査</u>、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。</p> <p>(2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策(ガス事業法第145条、<u>第146号</u>)</p> <p>ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対し技術基準適合義務・<u>適合性検査</u>を定めることにより、事故発生を防止する。</p> <p>第9項 毒物劇物の災害予防対策</p> <p>4 災害予防対策 (2-17-17)</p> <p>(1) 毒物劇物取扱施設の災害予防対策(毒物及び劇物取締法第11条)</p> <p>ウ 指導対策</p> <p>(7) 立入検査(毒物及び劇物取締法<u>第18条</u>)</p> <p>(2) 毒物劇物の災害予防対策(毒物及び劇物取締法第16条第1項)</p> <p>イ 指導対策</p> <p>(7) 立入検査(毒物及び劇物取締法<u>第18条</u>)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> <p>該当する条項の整理</p> <p>表現の適正化</p> <p>該当する条項の整理</p> <p>表現の適正化</p> <p>法改正</p>

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

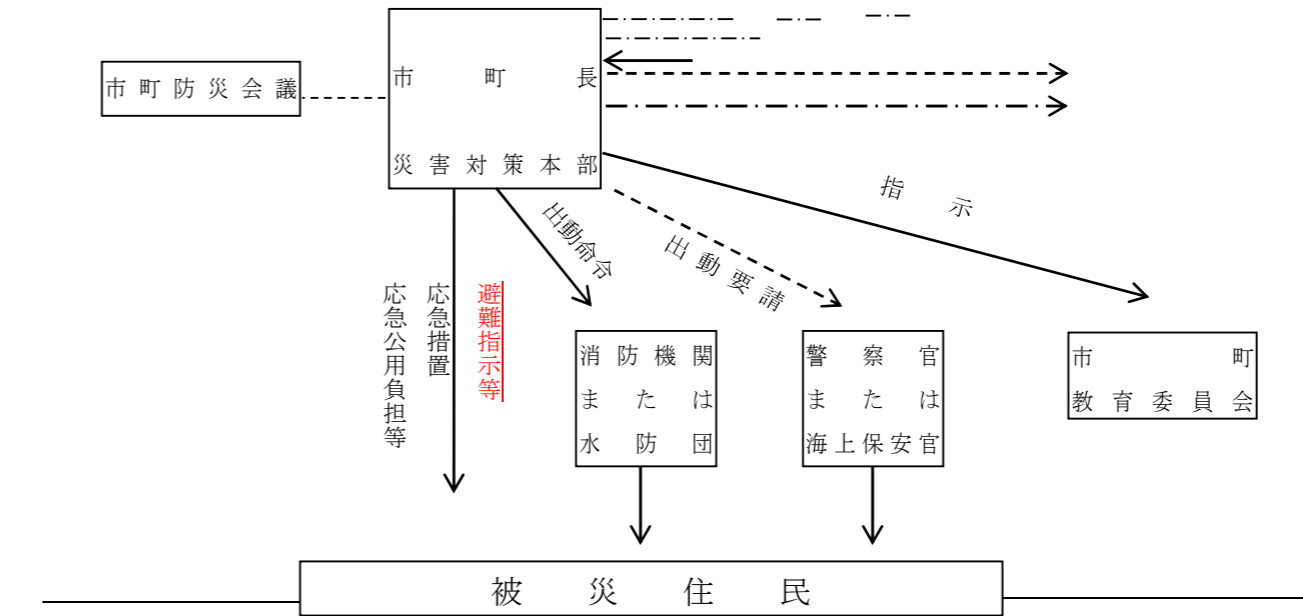
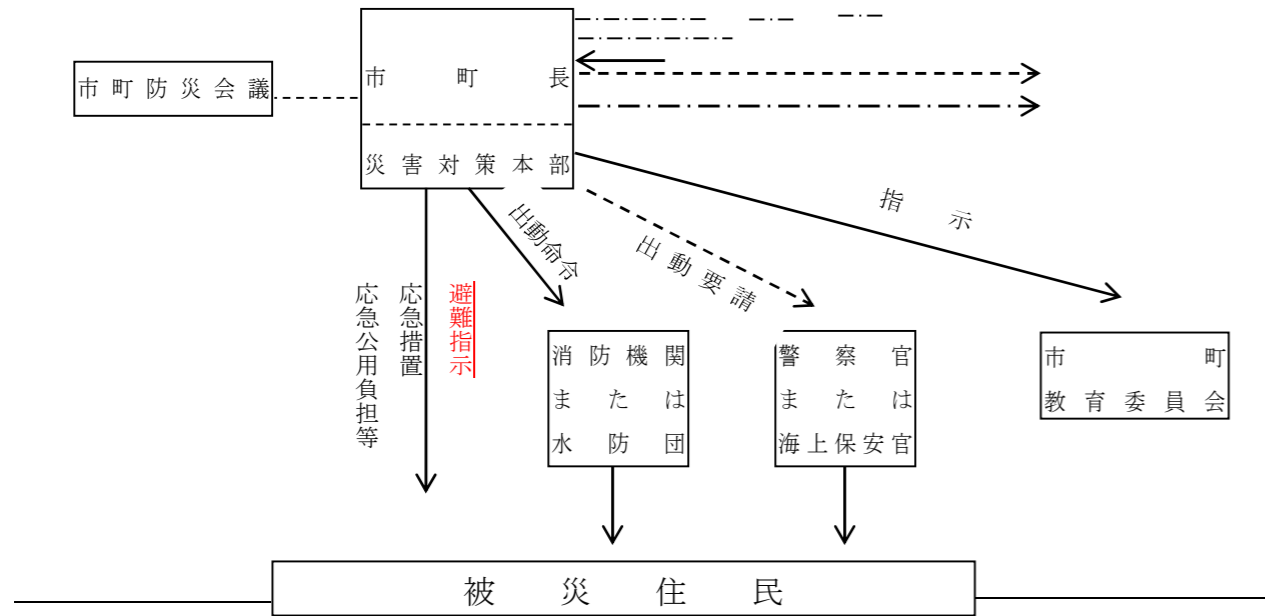
第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制 (3-1-2)

第1節 県の活動体制 (3-1-2)

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施するとともに、区域内の市町及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施するとともに、区域内の市町及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う。

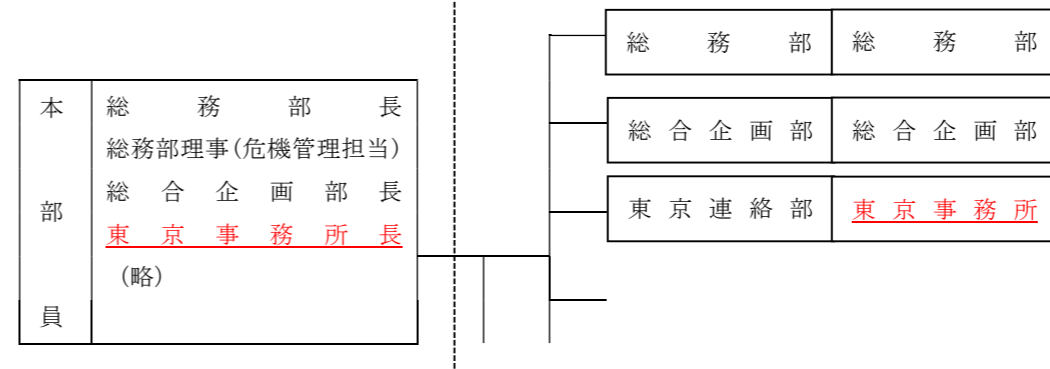
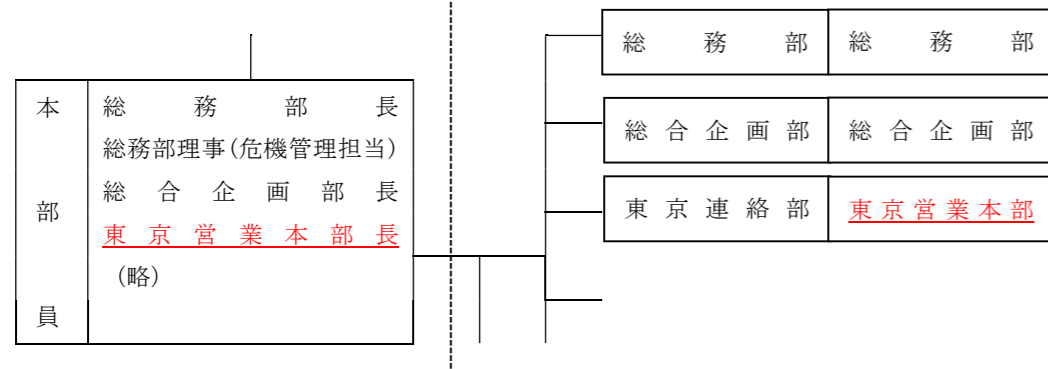


第1項 災害対策本部の設置

第1項 災害対策本部の設置

2 県本部の組織 (3-1-3)

2 県本部の組織 (3-1-3)



第2項 県本部の運営

第2項 県本部の運営

2 部

2 部

(1) 部の構成 (3-1-4)

(1) 部の構成 (3-1-4)

部の名称	部を構成する組織	部長	副部长
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京営業本部	東京営業本部長	東京営業本部副本部長
(略)	(略)	(略)	(略)

部の名称	部を構成する組織	部長	副部长
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	東京事務所	東京事務所長	東京事務所次長
(略)	(略)	(略)	(略)

災害対策基本法改正

誤記修正

誤記修正

現 行				修 正 案				備 考
第4項 班の編成及び所掌事務 (3-1-12)				第4項 班の編成及び所掌事務 (3-1-12)				組織改編
部	班	担当課	部の所掌事務	部	班	担当課	部の所掌事務	
総合 企画部	情報通信	情報企画課	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること。 11 庁内情報システムの保安全管理に関すること。	総合 企画部	情報通信	デジタル政策課 デジタルガバメント 推進課	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること。 11 庁内情報システムの保安全管理に関すること。	
(3-1-13)				(3-1-13)				災害薬事コーディネーター 一等の配置
部	班	担当課	部の所掌事務	部	班	担当課	部の所掌事務	
災害 救助部	薬 務	薬 務 課	25 医薬品、 <u>衛生器材の確保</u> に関すること。 26 血液の確保に関すること。 27 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。 <u>(追加)</u>	災害 救助部	薬 務	薬 務 課	25 医薬品、 <u>医療機器、衛生材料の確保、供給</u> に関すること。 26 血液の確保に関すること。 27 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること。 <u>28 関係団体等との連絡調整に関すること。</u>	
	協 力 班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	<u>28</u> 当該課の災害対策関連事務の処理。 <u>29</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。		協 力 班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	<u>29</u> 当該課の災害対策関連事務の処理。 <u>30</u> 部内の各班、他部の応援に関すること。	
(3-1-17)				(3-1-17)				組織改編
部	班	担当課	部の所掌事務	部	班	担当課	部の所掌事務	
文教 対策部	協 力 班	<u>(追加)</u> 人権教育課	13 <u>当該課</u> の災害対策関連事務の処理。 14 部内の各班、他部の応援に関すること。	文教 対策部	協 力 班	地域連携教 育推進室 人権教育課	13 <u>当該課・室</u> の災害対策関連事務の処理。 14 部内の各班、他部の応援に関すること。	
第5項 地方機関の所掌事務 4 地方機関の所掌事務 (3-1-20)				第5項 地方機関の所掌事務 4 地方機関の所掌事務 (3-1-20)				誤記修正
対策部・班	関 係 機 関	所 掌 事 務		対策部・班	関 係 機 関	所 掌 事 務		
港 湾 班	山口宇部空港 事務所	(23)～(24) (略) (25)本部(港湾班及び <u>商工班</u>)との連絡調整に関すること。 (26) (略)		港 湾 班	山口宇部空港 事務所	(23)～(24) (略) (25)本部(港湾班及び <u>交通運輸対策班</u>)との連絡調整に関すること。 (26) (略)		
第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画 第1項 気象警報・注意報等 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要 (3-2-3)				第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画 第1項 気象警報・注意報等 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要 (3-2-3)				表現の適正化
種 類		概 要		種 類		概 要		
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。		警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>		

現 行

修 正 案

備 考

特別警報発表基準 (3-2-5)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

警報・注意報発表基準一覧表

令和元年12月10日現在

発表官署		下関地方気象台
警報	大雪	平地 24時間降雪の深さ20cm, 山地 24時間降雪の深さ40cm
注意報	大雪	平地 24時間降雪の深さ10cm, 山地 24時間降雪の深さ20cm
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃~2℃, 湿度90%以上
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		100mm

別表2 洪水警報基準 (3-2-7)

(現行表の表示は省略)

特別警報発表基準 (3-2-5)

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

発表官署		下関地方気象台
警報	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm, 山地 12時間降雪の深さ30cm
注意報	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm, 山地 12時間降雪の深さ15cm
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃~2℃, 湿度90%以上
土砂災害警戒情報		大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、府県気象情報の一種として都道府県と気象庁が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認するなど、自らの避難が必要な警戒レベル4相当。
記録的短時間大雨情報 (1時間雨量)		100mm

別表2 洪水警報基準

令和3年6月3日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
下関	下関市	木屋川流域=37.5, 田部川流域=11.7, 貴飯川流域=5.8, 久野川流域=5.5, 歌野川流域=8, 日野川流域=15.8, 福見川流域=6.3, 神田川流域=9.1, 武久川流域=7.4, 綾羅木川流域=16.7, 友田川流域=8.3, 黒井川流域=10.2, 川棚川流域=13.1, 栗野川流域=31, 滑川流域=7.8, 大田川流域=12.2, 李路子川流域=11.1, 一ノ俣川流域=8.6	木屋川流域=(7, 37.3), 田部川流域=(7, 10.5), 歌野川流域=(7, 7.2), 日野川流域=(7, 14.2), 福見川流域=(7, 5.6), 栗野川流域=(15, 29.7), 李路子川流域=(7, 9.9), 一ノ俣川流域=(7, 7.7)	=
宇部・山陽小野田	宇部市	梅田川流域=7.2, 善和川流域=9.4, 甲山川流域=11.5, 雑佐川流域=7.2, 大田川流域=21.6, 沢波川流域=6.8, 真綿川流域=8.4, 有帆川流域=17.1	梅田川流域=(8, 6.4), 雑佐川流域=(8, 6.4), 大田川流域=(14, 19.4), 沢波川流域=(8, 6.1), 真綿川流域=(8, 7.5)	厚東川水系厚東川【持世寺】
	山陽小野田市	前場川流域=9.2, 厚狭川流域=31.7, 有帆川流域=15	厚狭川流域=(8, 28.5), 有帆川流域=(14, 13.5)	=
山口・防府	山口市	阿武川流域=21.9, 南若川流域=7.2, 沖田川流域=16.5, 生雲川流域=17.1, 蔵目喜川流域=19.9, 雑目川流域=10.6, 坂本川流域=10.8, 間田川流域=16.4, 九田川流域=13, 吉敷川流域=9.3, 一の坂川流域=6.6, 四十八瀬川流域=10.9, 今津川流域=4.8, 井開川流域=9.5, 島地川流域=25.3, 矢井川流域=6.1, 三谷川流域=13, 滑川流域=10.4	阿武川流域=(10, 19.7), 南若川流域=(10, 6.8), 間田川流域=(8, 14.7), 吉敷川流域=(10, 8.3), 榎野川流域=(8, 22.6)	佐波川【漆尾・壘】, 榎野川水系榎野川【朝田・鰯石】, 榎野川水系仁保川【御壘橋】
	防府市	横曾根川流域=8.8, 銅川流域=6.6, 久兼川流域=8.9, 馬刀川流域=6.5, 柳川流域=8.1	馬刀川流域=(8, 6.4)	佐波川【新橋・漆尾】
周南・下松	下松市	末武川流域=16.8, 平田川流域=9.7, 切戸川流域=14.3	切戸川流域=(8, 12.8)	=
	周南市	夜市川流域=13.6, 島地川流域=23.3, 富田川流域=20.1, 西光寺川流域=7, 錦川流域=36.9, 須々万川流域=7.1, 渋川流域=17.6, 笠野川流域=6.9, 中村川流域=5.9, 石光川流域=7.6	夜市川流域=(8, 12.2), 西光寺川流域=(26, 6.3), 島田川流域=(8, 28)	島田川水系島田川【島田】
岩国	岩国市	生見川流域=13.7, 本郷川流域=19.9, 宇佐川流域=25.4, 木谷川流域=15.8, 野谷川流域=9.2, 根笠川流域=23.3, 保木川流域=12.5, 御庄川流域=18.9, 由宇川流域=18.5, 島田川流域=29.6, 中山川流域=12.4, 東川流域=16.3, 笹見川流域=7.5, 長野川流域=6.6	宇佐川流域=(8, 22.8), 保木川流域=(8, 11.2), 御庄川流域=(8, 17), 錦川流域=(8, 49.4), 門前川流域=(8, 6.8), 島田川流域=(8, 26.6)	小瀬川【小川津・西国橋】, 錦川水系錦川下流部【臥龍橋】, 錦川水系錦川中流部【南桑】
	和木町		=	小瀬川【小川津・西国橋】
柳井・光	光市	東荷川流域=7.4, 田布施川流域=8.2	島田川流域=(8, 32.1)	島田川水系島田川【島田】
	柳井市	由宇川流域=10.2, 柳井川流域=11.2, 土穂石川流域=7.9	=	=

基準見直し

時点修正

基準見直し

追加

基準見直し及び気象庁基準表との整合

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

	<u>周防大島町</u>	屋代川流域=11.8, 宮崎川流域=5.6, 三浦川流域=5.9	三浦川流域= (5, 5.3)	=
	<u>上関町</u>			=
	<u>田布施町</u>	田布施川流域=15, 灸川流域=7.5		=
	<u>平生町</u>	大内川流域=6.2		=
<u>萩・美祢</u>	<u>萩市</u>	橋本川流域=40.3, 玉江川流域=7.4, 阿武川流域=50.9, 明木川流域=21.5, 徳田川流域=11.9, 佐々並川流域=19.3, 日南瀬川流域=9, 野戸呂川流域=8.9, 蔵目喜川流域=12.6, 立野川流域=9.6, 庄屋川流域=7.8, 大井川流域=22.9, 福井川流域=6.3, 須佐川流域=7, 江津川流域=10.2, 田万川流域=23, 鈴野川流域=14.9, 原中川流域=9.6	玉江川流域= (7, 6.6), 蔵目喜川流域= (7, 11.3), 須佐川流域= (7, 6.3), 田万川流域= (9, 17.9), 原中川流域= (7, 8.6)	=
	<u>美祢市</u>	大田川流域=20.3, 長田川流域=14.2, 湯の上川流域=5.3, 厚東川流域=23.8, 青景川流域=9.7, 河原上川流域=8.3, 本郷川流域=8.2, 斐川流域=7.4, 厚狭川流域=26.6, 原川流域=12.4, 伊佐川流域=12.3, 日野川流域=8.7, 三隅川流域=6.1	斐川流域= (14, 6.6), 厚狭川流域= (6, 23.9), 原川流域= (6, 11.1)	=
	<u>阿武町</u>	大井川流域=19, 郷川流域=12.8		=
<u>長門</u>	<u>長門市</u>	泉川流域=8.8, 掛瀬川流域=14.6, 大坊川流域=12.3, 久富川流域=8.1, 深川流域=20, 大河内川流域=7.4, 三隅川流域=17, 木屋川流域=7.8	掛瀬川流域= (8, 12.2)	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表4 洪水注意報基準 (3-2-9)

(現行表の表示は省略)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報 による基準
<u>下関</u>	<u>下関市</u>	木屋川流域=30, 田部川流域=9.3, 豊飯川流域=4.6, 久野川流域=4.4, 歌野川流域=6.4, 日野川流域=12.6, 稲見川流域=5, 神田川流域=6.9, 武久川流域=5.9, 線羅木川流域=13.3, 友田川流域=6.6, 黒井川流域=8.1, 川棚川流域=10.4, 粟野川流域=24.8, 滑川流域=6.2, 大田川流域=9.7, 李路子川流域=8.8, 一ノ俣川流域=6.8	木屋川流域= (5, 30), 田部川流域= (5, 9.3), 歌野川流域= (5, 6.4), 日野川流域= (5, 12.6), 稲見川流域= (5, 5), 神田川流域= (5, 6.9), 粟野川流域= (7, 19.8), 李路子川流域= (7, 7), 一ノ俣川流域= (5, 6.8)	=
	<u>宇部・山陽小野田</u>	<u>宇部市</u>	梅田川流域=5.7, 善和川流域=7.5, 甲山川流域=9.2, 雑佐川流域=5.7, 大田川流域=17.2, 沢波川流域=5.4, 真締川流域=6.7, 有帆川流域=13.6	厚東川水系厚東川〔持世寺〕 梅田川流域= (5, 5.7), 厚東川流域= (9, 24), 善和川流域= (5, 7.5), 甲山川流域= (5, 9.2), 雑佐川流域= (8, 4.6), 大田川流域= (9, 13.8), 沢波川流域= (5, 5.1), 真締川流域= (5, 6.7), 有帆川流域= (5, 13.6)
<u>山口・防府</u>	<u>山口市</u>	阿武川流域=16.3, 南若川流域=5.7, 神田川流域=13.2, 生雲川流域=13.6, 蔵目喜川流域=15.5, 篠目川流域=8.4, 坂本川流域=8.6, 間田川流域=13.1, 九田川流域=12, 吉敷川流域=7.4, 一の坂川流域=5.2, 四十八瀬川流域 =8.7, 今津川流域=3.7, 井間川流域=7.6, 島地川流域=20.2, 矢井川流域=4.8, 三谷川流域=10.4, 滑川流域=8.3	阿武川流域= (6, 16.3), 南若川流域= (6, 5.7), 生雲川流域= (6, 13.6), 蔵目喜川流域= (6, 15.5), 間田川流域= (5, 13.1), 九田川流域= (10, 9.6), 吉敷川流域= (10, 7.4), 権野川流域= (8, 20.1), 今津川流域= (9, 2.6)	佐波川〔漆尾・堀〕, 権野川水系権野川〔朝田・鰯石〕, 権野川水系仁保川〔御堀橋〕
	<u>防府市</u>	横曾根川流域=7, 銅川流域=5.2, 久兼川流域=7.1, 馬刀川流域=4, 柳川流域=6.4	久兼川流域= (9, 5.7), 馬刀川流域= (5, 4), 柳川流域= (5, 5.5)	佐波川〔新橋・漆尾〕
<u>周南・下松</u>	<u>下松市</u>	末武川流域=13.4, 平田川流域=7.7, 切戸川流域=11.4	末武川流域= (5, 13.4), 切戸川流域= (5, 11.4)	=
	<u>周南市</u>	夜市川流域=10.8, 島地川流域=18.6, 富田川流域=16, 西光寺川流域=5.6, 錦川流域=29.4, 須々万川流域=5.6, 渋川流域=14, 笠野川流域=5.5, 中村川流域=4.7, 石光川流域=6	夜市川流域= (8, 8.6), 島地川流域= (9, 14.9), 富田川流域= (5, 16), 西光寺川流域= (9, 4.5), 錦川流域= (9, 16), 須々万川流域= (5, 5.6), 渋川流域= (5, 14), 笠野川流域= (5, 5.5), 石光川流域= (5, 6), 島田川流域= (8, 19.9)	島田川水系島田川〔島田〕
<u>岩国</u>	<u>岩国市</u>	生見川流域=10.9, 本郷川流域=15.9, 宇佐川流域=20.3, 木谷川流域=12.6, 野谷川流域=7.3, 根笠川流域=18.6, 保木川流域=10, 御庄川流域=15.1, 由宇川流域=14.8, 島田川流域=23.6, 中山川流域=9.9, 東川流域=13, 笹見川流域=6, 長野川流域=5.2	宇佐川流域= (8, 16.2), 根笠川流域= (9, 18.6), 保木川流域= (5, 10), 御庄川流域= (5, 15.1), 錦川流域= (8, 44.5), 門前川流域= (5, 5.7), 島田川流域= (5, 21.2), 東川流域= (5, 13), 笹見川流域= (5, 6), 長野川流域= (5, 4.6)	小瀬川〔小川津・両国橋〕, 錦川水系錦川下流部〔臥龍橋〕, 錦川水系錦川中流部〔南桑〕
	<u>和木町</u>			小瀬川〔小川津・両国橋〕
<u>柳井・光</u>	<u>光市</u>	東荷川流域=5.9, 田布施川流域=6.5	島田川流域= (8, 22.8), 東荷川流域= (5, 5.9)	島田川水系島田川〔島田〕

基準見直し及び気象庁基準表との整合

現 行

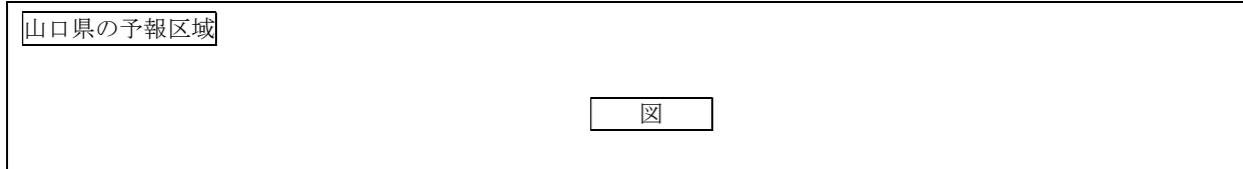
修 正 案

備 考

(3-2-11)

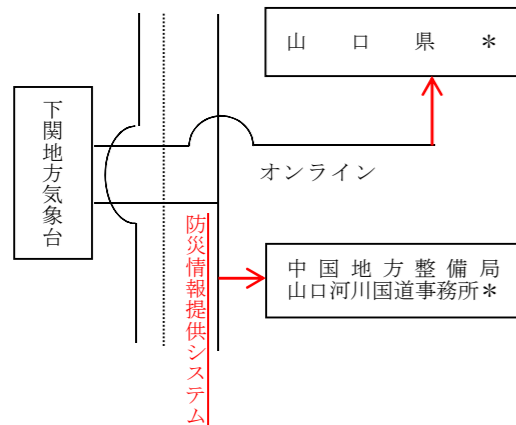
別表5 高潮警報・注意報発表基準

(3-2-12)



第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達

1 気象台からの伝達系統図 (3-2-13)

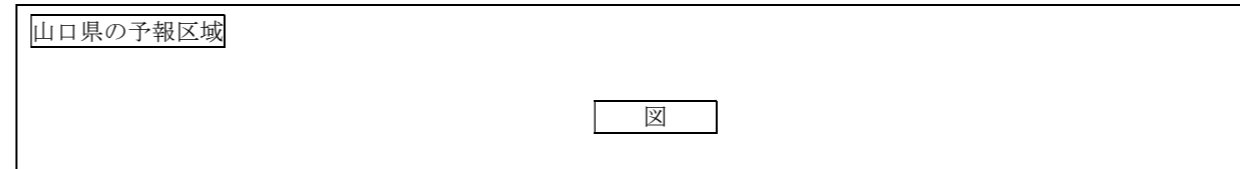


(3-2-11)

別表5 高潮警報・注意報発表基準

平成27年7月9日現在

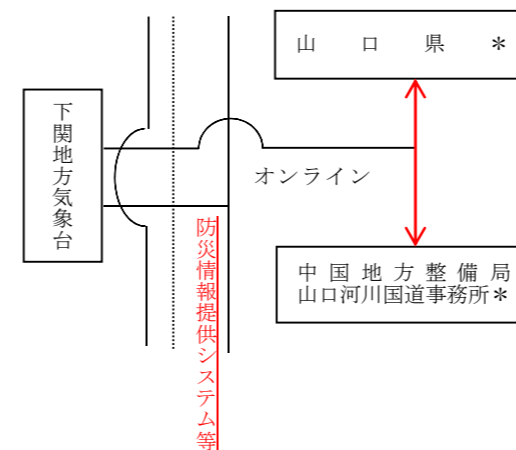
(3-2-12)



平成22年3月2日現在

第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達

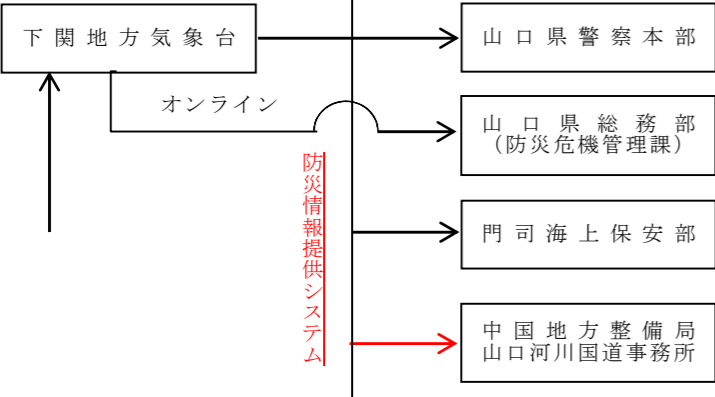
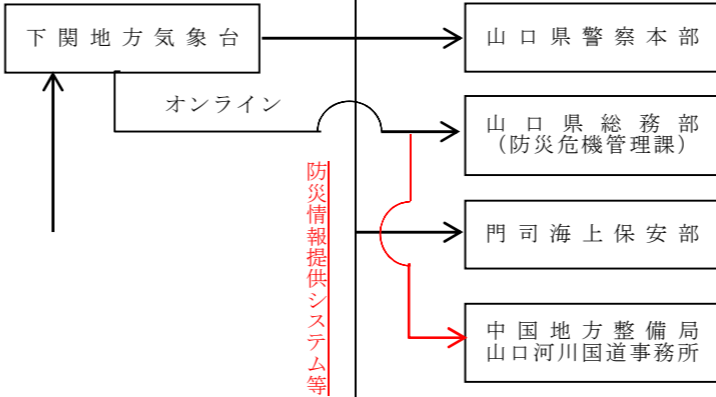
1 気象台からの伝達系統図 (3-2-13)



伝達方法変更

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

	柳井市	由宇川流域=8.1, 柳井川流域=8.9, 土穂石川流域=6.3	柳井川流域= (5, 8.9)	=
	周防大島町	屋代川流域=9.4, 宮崎川流域=4.4, 三浦川流域=4.7	三浦川流域= (5, 4.7)	=
	上関町		=	=
	田布施町	田布施川流域=12, 灸川流域=6	=	=
	平生町	大内川流域=4.9	大内川流域= (5, 4.9)	=
萩・美祢	萩市	橋本川流域=32.2, 玉江川流域=5.9, 阿武川流域=40.7, 明木川流域=17.2, 惣田川流域=9.5, 佐々並川流域=15.4, 日南瀬川流域=7.2, 野戸呂川流域=7.1, 蔵目喜川流域=10, 立野川流域=7.6, 庄屋川流域=6.2, 大井川流域=18.3, 福井川流域=5, 須佐川流域=5.6, 江津川流域=8.1, 田万川流域=18.4, 鈴野川流域=11.9, 原中川流域=7.6	玉江川流域= (7, 5.9), 阿武川流域= (7, 32.6), 明木川流域= (5, 17.2), 蔵目喜川流域= (7, 8), 大井川流域= (5, 17.7), 須佐川流域= (7, 4.5), 江津川流域= (5, 8.1), 田万川流域= (5, 16.1), 原中川流域= (7, 6.1)	=
	美祢市	大田川流域=16.2, 長田川流域=11.3, 湯の上川流域=4.2, 厚東川流域=19, 青景川流域=7.7, 河原上川流域=6.6, 本郷川流域=6.5, 麦川流域=5.9, 厚狭川流域=21.2, 原川流域=9.9, 伊佐川流域=9.8, 日野川流域=6.9, 三隅川流域=4.8	麦川流域= (6, 5.8), 厚狭川流域= (5, 21.2), 原川流域= (5, 9.9), 伊佐川流域= (5, 9.8)	=
	阿武町	大井川流域=12.6, 郷川流域=10.2	大井川流域= (5, 12.6)	=
長門	長門市	泉川流域=7, 掛瀬川流域=11.6, 大坊川流域=9.8, 久富川流域=6.4, 深川流域=16, 大河内川流域=5.9, 三隅川流域=13.6, 木屋川流域=6.2	掛瀬川流域= (5, 11), 深川流域= (8, 12.8), 木屋川流域= (5, 6.2)	=

現 行	修 正 案	備 考								
<p>第3項 関係機関による措置事項 (3-2-19)</p> <p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <table border="1" data-bbox="195 195 1205 531"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>措 置 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 町</td> <td>気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 1 気象警報・注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 2 住民等への、<u>避難勧告・指示等</u>の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4項 土砂災害警戒情報 (気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条) (3-2-20)</p> <p>1 土砂災害警戒情報の目的 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への<u>避難勧告等</u>の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。</p> <p>2 土砂災害警戒情報の発表 土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。 県は、市町の円滑な<u>避難勧告等</u>の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。</p> <p>7 土砂災害警戒情報に係る市町の対応 (3-2-21) 市町長は直ちに<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とする。 なお、<u>避難勧告等</u>の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。</p>	関係機関	措 置 内 容	市 町	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 1 気象警報・注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 2 住民等への、 <u>避難勧告・指示等</u> の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。	<p>第3項 関係機関による措置事項 (3-2-19)</p> <p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達</p> <table border="1" data-bbox="1457 195 2466 531"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>措 置 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 町</td> <td>気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 1 気象警報・注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 2 住民等への、<u>避難指示等</u>の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4項 土砂災害警戒情報 (気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条) (3-2-20)</p> <p>1 土砂災害警戒情報の目的 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への<u>避難指示等の発令等</u>の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。</p> <p>2 土砂災害警戒情報の発表 土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。 県は、市町の円滑な<u>避難指示等</u>の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。</p> <p>7 土砂災害警戒情報に係る市町の対応 (3-2-21) 市町長は直ちに<u>避難指示</u>を発令することを基本とする。 なお、<u>避難指示等</u>の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。</p>	関係機関	措 置 内 容	市 町	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 1 気象警報・注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 2 住民等への、 <u>避難指示等</u> の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。	<p>災害対策基本法改正</p>
関係機関	措 置 内 容									
市 町	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 1 気象警報・注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 2 住民等への、 <u>避難勧告・指示等</u> の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。									
関係機関	措 置 内 容									
市 町	気象警報・注意報等及び気象情報の伝達 1 気象警報・注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 2 住民等への、 <u>避難指示等</u> の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。									
<p>第4項 土砂災害警戒情報 (気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条)</p> <p>8 土砂災害警戒情報の伝達 (3-2-22)</p>  <p>第5項 土砂災害緊急情報 (土砂災害防止法第28条、第31条) (3-2-22)</p> <p>1 土砂災害緊急情報の目的 地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの<u>勧告又は指示</u>の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。</p>	<p>第4項 土砂災害警戒情報 (気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条)</p> <p>8 土砂災害警戒情報の伝達 (3-2-22)</p>  <p>第5項 土砂災害緊急情報 (土砂災害防止法第28条、第31条) (3-2-22)</p> <p>1 土砂災害緊急情報の目的 地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの<u>指示</u>の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市町長に通知するとともに、一般住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。</p>	<p>伝達方法変更</p> <p>災害対策基本法改正</p>								

現 行

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

2 防災関係機関等の措置 (3-2-28)

災害発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区 分	内 容										
市 町	<p>3 被害報告</p> <p>被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市町への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 被害発生速報</p> <p>次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。</p> <table border="1"> <tr> <td>人的被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>家屋被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難措置</td> <td>市町が立退きを勧告又は指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置状況</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	人的被害	(略)	家屋被害	(略)	その他被害	(略)	避難措置	市町が立退きを 勧告又は指示 した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合	災害対策本部設置状況	(略)
人的被害	(略)										
家屋被害	(略)										
その他被害	(略)										
避難措置	市町が立退きを 勧告又は指示 した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合										
災害対策本部設置状況	(略)										

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

2 防災関係機関等の措置

(3-2-30)

区 分	内 容	
県	<p>1 情報収集体制</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 被害程度に応じ、防災危機管理課は東京営業本部と連絡を保ち、政府機関等からの情報収集を行う。</p> <p>キ～サ (略)</p> <p>2 情報の伝達 (略)</p> <p>3 政府機関に対する報告、通報</p> <p>(1) 報告等の必要な災害 (略)</p> <p>(2) 報告先</p> <table border="1"> <tr> <td>表 (略)</td> </tr> </table> <p>※ 国へ報告したときは、併せて東京営業本部に通報するものとする。</p>	表 (略)
表 (略)		

修 正 案

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

2 防災関係機関等の措置 (3-2-28)

災害発生時には、各防災機関は、積極的に所属職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策に必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達するものとする。

区 分	内 容										
市 町	<p>3 被害報告</p> <p>被害報告は、全体の被害状況が判明してからの報告では、国、県が実施する市町への応援活動に支障をきたすため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。</p> <p>ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 被害発生速報</p> <p>次の重要被害について、発生の都度、発生後直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に、死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。</p> <table border="1"> <tr> <td>人的被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>家屋被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他被害</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難措置</td> <td>市町が立退きを指示した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置状況</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	人的被害	(略)	家屋被害	(略)	その他被害	(略)	避難措置	市町が立退きを 指示 した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合	災害対策本部設置状況	(略)
人的被害	(略)										
家屋被害	(略)										
その他被害	(略)										
避難措置	市町が立退きを 指示 した場合、警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合										
災害対策本部設置状況	(略)										

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統

2 防災関係機関等の措置

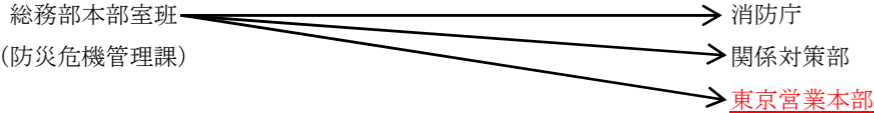
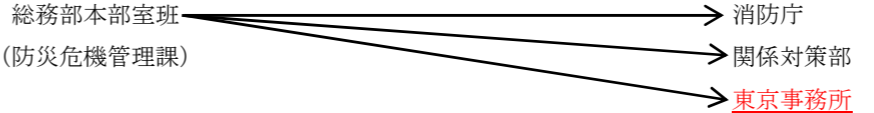


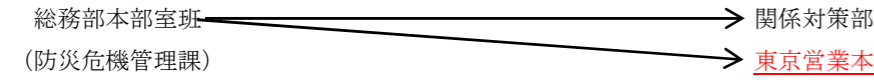
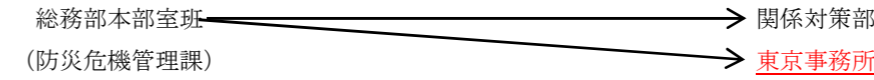
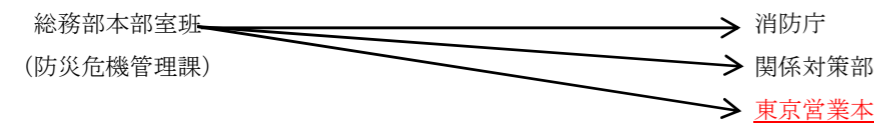
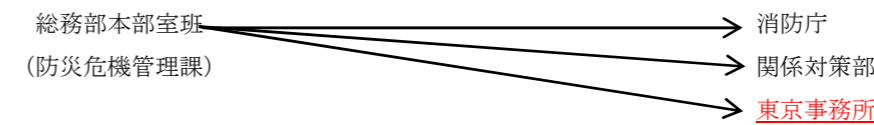
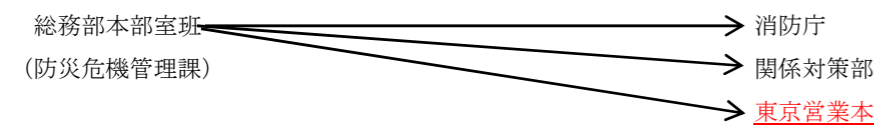
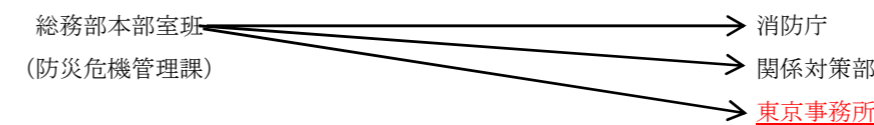
(3-2-30)

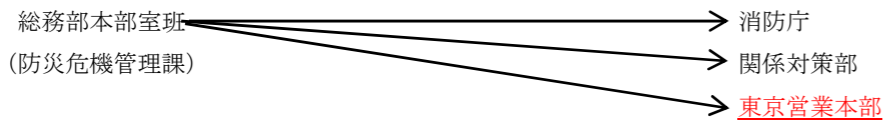
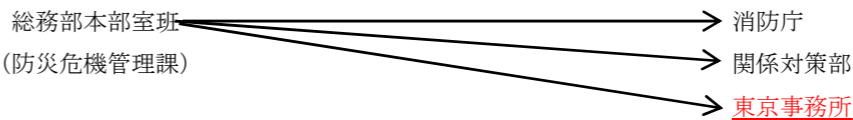
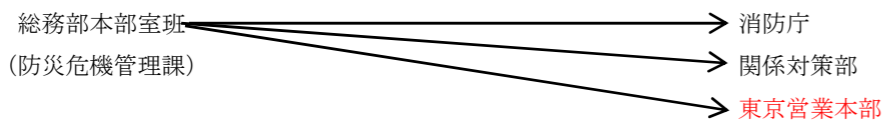
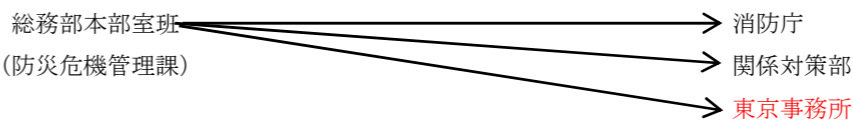
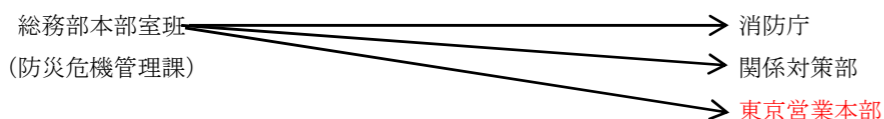
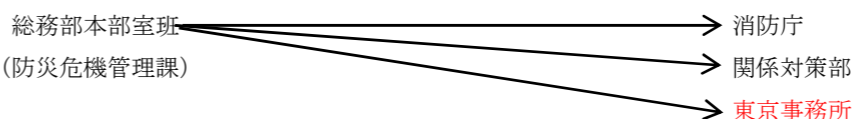
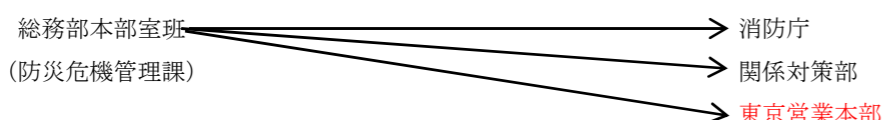
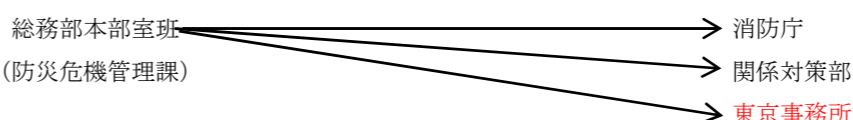
区 分	内 容	
県	<p>1 情報収集体制</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 被害程度に応じ、防災危機管理課は東京事務所と連絡を保ち、政府機関等からの情報収集を行う。</p> <p>キ～サ (略)</p> <p>2 情報の伝達 (略)</p> <p>3 政府機関に対する報告、通報</p> <p>(1) 報告等の必要な災害 (略)</p> <p>(2) 報告先</p> <table border="1"> <tr> <td>表 (略)</td> </tr> </table> <p>※ 国へ報告したときは、併せて東京事務所に通報するものとする。</p>	表 (略)
表 (略)		

備 考

災害対策基本法改正

誤記修正

現 行	修 正 案	備 考
<p>3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達（推定情報を含む。）（3-2-31）</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。 なお、人的被害の数について広報を行う際には、市町と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> 	<p>3 人的被害、住家被害、火災に関する情報の収集・伝達（推定情報を含む。）（3-2-31）</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。 なお、人的被害の数について広報を行う際には、市町と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> 	誤記修正
<p>4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達（3-2-32）</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	<p>4 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集・伝達（3-2-32）</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	誤記修正
<p>5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	<p>5 農林業関係の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	誤記修正
<p>6 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集・伝達（3-2-33）</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	<p>6 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集・伝達（3-2-33）</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	誤記修正
<p>7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	<p>7 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集（略）</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班（防災危機管理課）は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	誤記修正

現 行	修 正 案	備 考
<p>8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達 (3-2-34)</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	<p>8 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集・伝達 (3-2-34)</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	誤記修正
<p>9 空港の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 (3-2-35) 総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	<p>9 空港の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 (3-2-35) 総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	誤記修正
<p>10 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	<p>10 鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	誤記修正
<p>11 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 (3-2-36) 総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	<p>11 電気、上下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(1) 収集 (略)</p> <p>(2) 伝達 (3-2-36) 総務部本部室班 (防災危機管理課) は、収集した情報を次のルートで伝達する。</p> 	誤記修正

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

第3節 通信運用計画

第1項 通信の確保

3 通信手段の確保が困難な場合

(2) 防災関係機関の無線通信の利用 (3-2-39)

防災機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
2非常通信の利用	<p>県、市町及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し通信の確保を図るものとする。</p> <p>この場合の要件としては、<u>台風、洪水</u>、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 非常無線・有線に共通する事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p>

第5節 広報計画

第2項 災害時の広報活動

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(3) 災害広報の実施方法等 (3-2-49)

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広 報 事 項	実施主体	広 報 手 段	備 考
国の関係省庁への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の実施状況	県 指定地方行政機関・指定地方公共機関等	(1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラフ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ	<u>東京営業本部</u> 経由

第3節 通信運用計画

第1項 通信の確保

3 通信手段の確保が困難な場合

(2) 防災関係機関の無線通信の利用 (3-2-39)

防災機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
2非常通信の利用	<p>県、市町及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し通信の確保を図るものとする。</p> <p>この場合の要件としては、<u>地震、台風、洪水、津波</u>、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 非常無線・有線に共通する事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの</p>

第5節 広報計画

第2項 災害時の広報活動

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(3) 災害広報の実施方法等 (3-2-49)

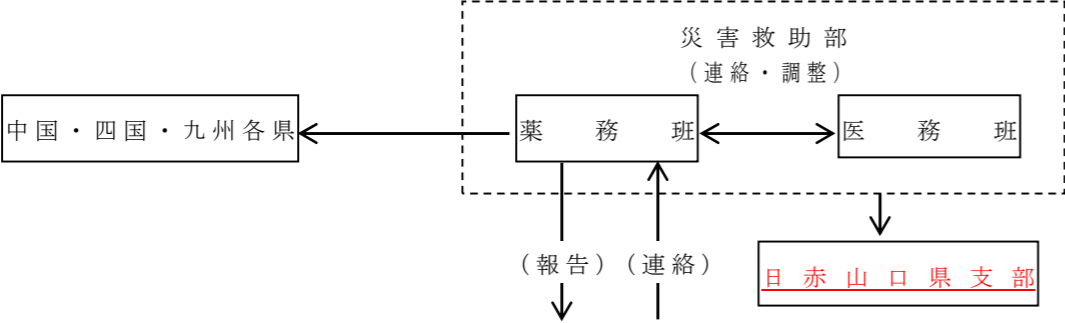
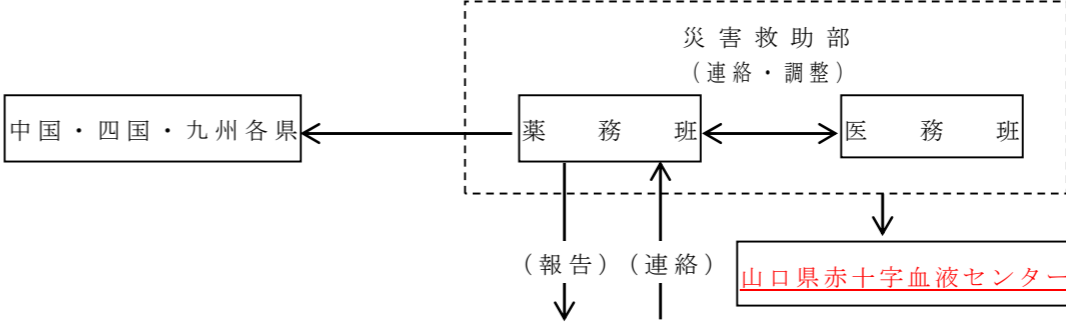
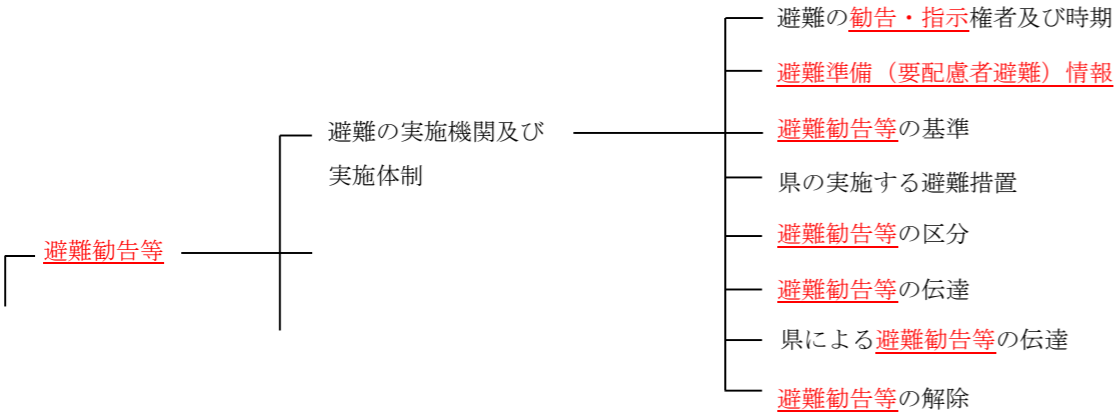
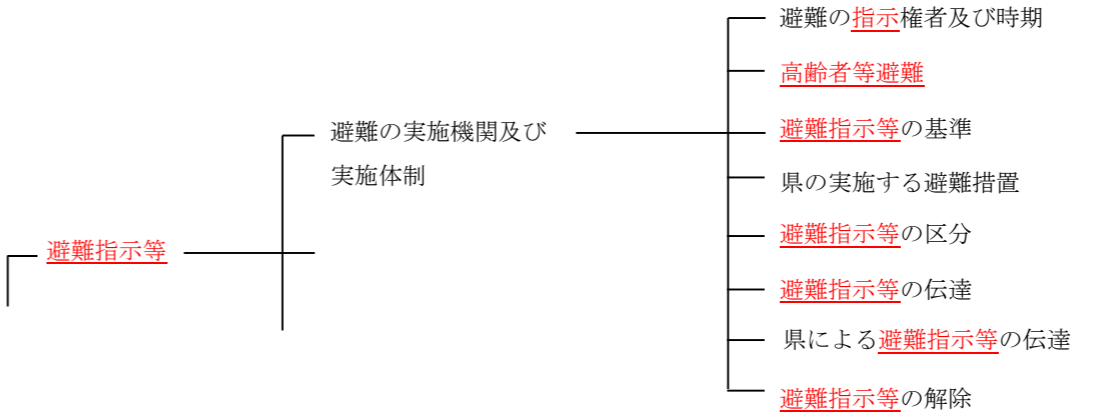
災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用し実施するものであること。

広報対象	広 報 事 項	実施主体	広 報 手 段	備 考
国の関係省庁への広報	(1) 被害の状況 (2) 応急対策、応急救助の実施状況	県 指定地方行政機関・指定地方公共機関等	(1) ビデオ・映画等 (2) 写真・写真グラフ (3) 広報紙(誌) (4) スライド (5) 新聞スクラップ	<u>東京事務所</u> 経由

誤記修正

誤記修正

誤記修正

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4章 救助・救急、医療等活動計画</p> <p>第2節 医療等活動計画</p> <p>第2項 医療救護体制</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(2) 機関別活動内容 (3-4-6)</p> <p>ウ 中国四国厚生局</p> <p>独立行政法人国立病院機構等関係機関と調整を行う。</p> <p>第5項 医薬品・医療資器材の補給</p> <p>1 医薬品等の供給体制 (3-4-13)</p> <p>【県(健康福祉部)・市町・日赤山口県支部】</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 医薬品等の使用及び補給経路</p> <p>ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。</p> <p>イ 補給体制 (3-4-14)</p> 	<p>第4章 救助・救急、医療等活動計画</p> <p>第2節 医療等活動計画</p> <p>第2項 医療救護体制</p> <p>1 医療救護活動</p> <p>(2) 機関別活動内容 (3-4-6)</p> <p>ウ 中国四国厚生局</p> <p>独立行政法人国立病院機構等関係機関と情報共有を行う。</p> <p>第5項 医薬品・医療資器材の補給</p> <p>1 医薬品等の供給体制 (3-4-13)</p> <p>【県(健康福祉部)・市町・山口県赤十字血液センター】</p> <p>(1) <u>薬剤師の派遣要請</u></p> <p><u>必要に応じ、県薬剤師会に対し、災害薬事コーディネーター及び薬剤管理班の派遣を要請する。</u></p> <p>(2) 医薬品等の使用及び補給経路</p> <p>ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。</p> <p>イ 補給体制 (3-4-14)</p> 	<p>表現の適正化</p> <p>誤記修正 災害薬事コーディネーター等の配置</p> <p>誤記修正</p>
<p>第5章 避難計画</p> <p>基本的な考え方 (3-5-1)</p> <p>災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。</p> 	<p>第5章 避難計画</p> <p>基本的な考え方 (3-5-1)</p> <p>災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。</p> 	<p>災害対策基本法改正</p>

現 行							修 正 案							備 考
第1節 <u>避難勧告等</u> (3-5-2) 第1項 避難の実施機関及び実施体制 【市町長・知事・警察官・海上保安官・自衛官・水防管理者】 1 避難の <u>勧告・指示</u> 権者及び時期							第1節 <u>避難指示等</u> (3-5-2) 第1項 避難の実施機関及び実施体制 【市町長・知事・警察官・海上保安官・自衛官・水防管理者】 1 避難の <u>指示</u> 権者及び時期							災害対策基本法改正
指示権者	<u>勧告権者</u>	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	<u>勧告又は指示の対象</u>	<u>勧告又は指示の内容</u>	取るべき措置	指示権者	<u>(削除)</u>	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	<u>指示の対象</u>	<u>指示の内容</u>	取るべき措置	
市町長 (委任を受けた 員又は消防職員)	<u>市町長</u> <u>(委任を受けた</u> <u>員又は消防職員)</u>	災対法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生 のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災 害から保護し、その他 災害の拡大を防止する ため特に必要があると 認めるとき <u>・急を要すると認めると</u> <u>き</u> ・避難のための立退きを行 うことによりかえって 人の生命又は身体に 危険が及ぶおそれが <u>あ</u> <u>ると認めるとき</u>	必要と認め る地域の <u>居</u> <u>住者、滞在</u> <u>者その他の</u> <u>者</u>	立退きの <u>勧</u> <u>告、指示</u> 立退き先の 指示 <u>屋内での待</u> <u>避等の安全</u> <u>確保措置の</u> 指示	県知事に報 告(窓口防災危機管理 課)	市町長 (委任を受けた 員又は消防職員)	<u>(削除)</u>	災対法 第60条 第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生 のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災 害から保護し、その他 災害の拡大を防止する ため特に必要があると 認めるとき <u>(削除)</u> ・避難のための立退きを行 うことによりかえって 人の生命又は身体に 危険が及ぶおそれが <u>あ</u> <u>り、かつ、事態に照ら</u> <u>し緊急を要すると認め</u> <u>るとき</u>	必要と認め る <u>地域の必</u> <u>要と認める</u> <u>居住者等</u>	立退きの <u>指</u> <u>示</u> 立退き先の 指示 <u>緊急安全確</u> <u>保措置の指</u> 示	県知事に報 告(窓口防災危機管理 課)	
知 事 (委任を受けた 員)		災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合に おいて、当該災害によ り市町がその全部又は 大部分の事務を行うこ とができなくなった場 合	同 上	同 上	事務代行の 公示	知 事 (委任を受けた 員)	<u>(削除)</u>	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合に おいて、当該災害によ り市町がその全部又は 大部分の事務を行うこ とができなくなった場 合	同 上	同 上	事務代行の 公示	
警 察 官		災対法 第61条 警察官職務 執行法 第4条	全災害 ・市町長が避難のための 立退き又は <u>屋内での待</u> <u>避等の安全確保措置</u> を 指示することができな いと認めるとき又は市 町長から要求があった とき ・重大な被害が切迫した と認めるとき又は急を 要する場合において危 害を受けるおそれのあ る場合	同 上	立退き又は <u>屋内での待</u> <u>避等の安全</u> <u>確保措置の</u> 指示 警告を発す ること 必要な限度 で避難の指 示(急に要する 場合)	災対法第61 条による場 合は、市町 長に通知 (市町長は知事に報 告)	警 察 官	<u>(削除)</u>	災対法 第61条 警察官職務 執行法 第4条	全災害 ・市町長が避難のための 立退き又は <u>緊急安全確</u> <u>保措置</u> を指示すること ができないと認めると き又は市町長から要求 があったとき ・重大な被害が切迫した と認めるとき又は急を 要する場合において危 害を受けるおそれのあ る場合	同 上	立退き又は <u>緊急安全確</u> <u>保措置の指</u> 示 警告を発す ること 必要な限度 で避難の指 示(急に要する 場合)	災対法第61 条による場 合は、市町 長に通知 (市町長は知事に報 告)	

現 行							修 正 案							備 考
(3-5-3)							(3-5-3)							災害対策基本法改正
指示権者	<u>勧告権者</u>	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	<u>勧告又は指示の対象</u>	<u>勧告又は指示の内容</u>	取るべき措置	指示権者	<u>(削除)</u>	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	<u>指示の対象</u>	<u>指示の内容</u>	取るべき措置	
海上保安官		災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・市町長が避難のための立退き又は <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> を指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の <u>居住者、滞在者その他の者</u>	立退き又は <u>屋内での待避等の安全確保措置</u> の指示	同上	海上保安官	<u>(削除)</u>	災対法第61条 海上保安庁法第18条	全災害 ・市町長が避難のための立退き又は <u>緊急安全確保措置</u> を指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める <u>地域の必要と認める居住者等</u>	立退き又は <u>緊急安全確保措置</u> の指示	同上	
自衛官		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	自衛官	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
知事 (その命を受けた職員)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	知事 (その命を受けた職員)	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
知事 (その命を受けた職員) 水防管理者		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	知事 (その命を受けた職員) 水防管理者	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>(注) 1 「<u>勧告</u>」とは、その地域の住民が、その「<u>勧告</u>」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。</p> <p>2 「<u>指示</u>」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「<u>勧告</u>」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。</p>							<p><u>(削除)</u></p>							
<p>2 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> (3-5-3)</p> <p>市町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令するものとする。</p>							<p>2 <u>高齢者等避難</u> (3-5-3)</p> <p>市町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、<u>高齢者等避難</u>を発令するものとする。</p>							
<p>3 <u>避難勧告等</u>の基準</p> <p><u>避難勧告等の基準</u>は、あらかじめ市町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、市町防災計画に定める。</p> <p>一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。</p>							<p>3 <u>避難指示等</u>の基準</p> <p><u>避難指示等の発令基準</u>は、あらかじめ市町長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、市町防災計画に定める。</p> <p>一般的な例示としては、次の事態を挙げることができる。<u>なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。</u></p>							

現 行	修 正 案	備 考
<p>4 県の実施する避難措置 (3-5-4)</p> <p>(1) 市町が行う避難誘導の指導・応援協力</p> <p>災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町が行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。</p> <p>ア 管内市町の<u>避難勧告等</u>の状況を把握し、総務部本部室班(防災危機管理課)に報告する。</p> <p>イ 市町から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。</p> <p>ウ 市町から求めがあった場合、<u>避難指示(緊急)又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>なお、県は、時期を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。</p> <p>(2) 知事による避難の指示等の代行</p> <p>知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための<u>立退きの勧告及び指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>5 <u>避難勧告等</u>の区分</p> <p><u>避難勧告等</u>の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。</p> <p>また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、市町は、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難指示(緊急)又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。また、指定地方行政機関又は県は、市町から助言を求められたときは、必要な助言をする。</p> <p>6 <u>避難勧告等</u>の伝達 (3-5-5)</p> <p><u>避難勧告等</u>は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。</p> <p>(1) <u>避難勧告等を行った</u>市町長等は、速やかに、その内容を市町防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。</p> <p>また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7 県による<u>避難勧告等</u>の伝達</p> <p>県は本編第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」により放送機関に対する放送要請等の方法により、浸水、高潮、斜面崩壊等からの避難や市街地火災等からの避難など広域的、緊急の<u>避難勧告等</u>を伝達する。</p> <p>8 <u>避難勧告等</u>の解除</p> <p><u>避難勧告等</u>の解除にあたっては、市町は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>なお、土砂災害防止法第32条に基づき、市町から助言を求められたときは、国又は県は必要な助言をする。</p> <p>第2項 警戒区域の設定</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警戒区域設定の伝達</p> <p>警戒区域の設定を行った者は、<u>避難勧告等</u>と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。</p> <p>第3項 避難誘導</p> <p>【市町・警察署・消防署・消防団・自主防災組織等】</p> <p><u>避難勧告等が出された</u>場合、市町は、人命の安全を第一とし警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会(町内会)、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。</p>	<p>4 県の実施する避難措置 (3-5-4)</p> <p>(1) 市町が行う避難誘導の指導・応援協力</p> <p>災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市町が行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。</p> <p>ア 管内市町の<u>避難指示等</u>の状況を把握し、総務部本部室班(防災危機管理課)に報告する。</p> <p>イ 市町から資機材、人員の協力要請があった場合、必要な応援を行う。</p> <p>ウ 市町から求めがあった場合、<u>避難指示</u>の対象地域、判断時期等について助言する。なお、県は、時期を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。</p> <p>(2) 知事による避難の指示等の代行</p> <p>知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための<u>立退き又は緊急安全確保の指示</u>に関する措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施するものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>5 <u>避難指示等</u>の区分</p> <p><u>避難指示等</u>の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。</p> <p>また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、市町は、指定地方行政機関又は県に対し、<u>避難指示等</u>の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。また、指定地方行政機関又は県は、市町から助言を求められたときは、必要な助言をする。</p> <p>6 <u>避難指示等</u>の伝達 (3-5-5)</p> <p><u>避難指示等の発令</u>は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。</p> <p>(1) <u>避難指示等を発令した</u>市町長等は、速やかに、その内容を市町防災行政無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。</p> <p>また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7 県による<u>避難指示等</u>の伝達</p> <p>県は本編第3編第2章第2節「災害情報収集・伝達計画」により放送機関に対する放送要請等の方法により、浸水、高潮、斜面崩壊等からの避難や市街地火災等からの避難など広域的、緊急の<u>避難指示等</u>を伝達する。</p> <p>8 <u>避難指示等</u>の解除</p> <p><u>避難指示等</u>の解除にあたっては、市町は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>なお、土砂災害防止法第32条に基づき、市町から助言を求められたときは、国又は県は必要な助言をする。</p> <p>第2項 警戒区域の設定</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警戒区域設定の伝達</p> <p>警戒区域の設定を行った者は、<u>避難指示等</u>と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達するものとする。</p> <p>第3項 避難誘導</p> <p>【市町・警察署・消防署・消防団・自主防災組織等】</p> <p><u>避難指示等が発令された</u>場合、市町は、人命の安全を第一とし警察署及び消防署・消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会(町内会)、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。</p>	<p>災害対策基本法改正</p>

現 行	修 正 案	備 考				
<p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営</p> <p>2 避難所の管理・運営 (3-5-7)</p> <p>(6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(7) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(8) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>第2項 避難所に収容する被災者の範囲 (3-5-7)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者</p> <p>(1) 避難勧告等が発せられた場合</p> <p>(2) 避難勧告等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合</p> <p>(注)・ 被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。(災害救助法の基準)</p> <p>・ 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。</p> <p>第7章 応援要請計画</p> <p>第1節 相互応援協力計画</p> <p>第2項 防災関係機関相互協力</p> <p>1 相互協力体制</p> <p>(2) 県がとる相互協力措置 (3-7-4)</p> <p>エ 知事は、被災市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、被災市町が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、被災市町長に代わって実施することになる。</p> <table border="1" data-bbox="234 1535 1329 1698"> <tr> <td>特に急を要する応急処置</td> <td>1 災対法第60条第5項(避難の指示等) 2~4 (略)</td> </tr> </table>	特に急を要する応急処置	1 災対法第60条第5項(避難の指示等) 2~4 (略)	<p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営 (3-5-7)</p> <p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。</p> <p>特に、高齢者、障害者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮するとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(7) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(8) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p><u>(9) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>第2項 避難所に収容する被災者の範囲 (3-5-7)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害によって現に被害を受けるおそれがある者</p> <p>(1) 避難指示等が発せられた場合</p> <p>(2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合</p> <p>(注)・ 被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに、退所しなければならない。(災害救助法の基準)</p> <p>・ 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、できるかぎり同一町内、単位等にまとめることが望ましい。</p> <p>第7章 応援要請計画</p> <p>第1節 相互応援協力計画</p> <p>第2項 防災関係機関相互協力</p> <p>1 相互協力体制</p> <p>(2) 県がとる相互協力措置 (3-7-4)</p> <p>エ 知事は、被災市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、被災市町が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、被災市町長に代わって実施することになる。</p> <table border="1" data-bbox="1495 1535 2591 1698"> <tr> <td>特に急を要する応急処置</td> <td>1 災対法第60条第6項(避難の指示等) 2~4 (略)</td> </tr> </table>	特に急を要する応急処置	1 災対法第60条第6項(避難の指示等) 2~4 (略)	<p>第5次男女共同参画基本計画や「避難所運営マニュアル作成のための基本指針」等との整合</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>災害対策基本法改正</p> <p>誤記修正</p>
特に急を要する応急処置	1 災対法第60条第5項(避難の指示等) 2~4 (略)					
特に急を要する応急処置	1 災対法第60条第6項(避難の指示等) 2~4 (略)					

現 行	修 正 案	備 考																		
<p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する活動内容 (3-7-10)</p> <table border="1" data-bbox="216 300 1329 506"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td><u>避難勧告・指示</u>が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>基本的な考え方 (3-8-1)</p> <p>災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。</p> <p>緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。</p> <div data-bbox="332 877 1172 1075"> <p>—— 緊急輸送ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> — 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定 — 緊急輸送施設等の整備 — <u>広域輸送拠点</u>の整備 — 発災時における緊急輸送施設の確保 </div> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定</p> <p>1 緊急輸送施設等の指定 (3-8-2)</p> <p>(1) 道 路</p> <p>県は、県庁、広域輸送拠点、市町庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。</p> <p>指定基準</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路</p> <p>オ その他主要な道路</p> <p>第3項 <u>広域輸送拠点</u>の整備 (3-8-2)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>4</u> 県外拠点の確保</p>	救助活動区分	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握	避難の援助	<u>避難勧告・指示</u> が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助	<p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害</p> <p>2 災害派遣の範囲</p> <p>(2) 災害派遣時に実施する活動内容 (3-7-10)</p> <table border="1" data-bbox="1478 300 2591 506"> <thead> <tr> <th>救助活動区分</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td><u>避難指示等</u>が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 緊急輸送計画</p> <p>基本的な考え方 (3-8-1)</p> <p>災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。</p> <p>緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。</p> <div data-bbox="1593 877 2433 1075"> <p>—— 緊急輸送ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> — 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定 — 緊急輸送施設等の整備 — <u>広域輸送拠点等</u>の整備 — 発災時における緊急輸送施設の確保 </div> <p>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定</p> <p>1 緊急輸送施設等の指定 (3-8-2)</p> <p>(1) 道 路</p> <p>県は、県庁、広域輸送拠点、市町庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。</p> <p>指定基準</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点<u>や他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮、宿営等を行う拠点を結ぶ道路</u></p> <p>オ その他主要な道路</p> <p>第3項 <u>広域輸送拠点等</u>の整備 (3-8-2)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 防災機能を有する施設(サービスエリア、道の駅等)の整備</u></p> <p><u>被災地における他県等からの応援部隊の活動拠点を確保するまでの間などに、その集合地点や活動拠点として活用する施設を整備する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1504 1822 2564 1948"> <thead> <tr> <th><u>施設名称</u></th> <th><u>所在地</u></th> <th><u>管理者</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>道の駅「ソレーネ周南」</u></td> <td><u>周南市大字戸田</u></td> <td><u>国土交通省</u> <u>周 南 市</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5</u> 県外拠点の確保</p>	救助活動区分	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握	避難の援助	<u>避難指示等</u> が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助	<u>施設名称</u>	<u>所在地</u>	<u>管理者</u>	<u>道の駅「ソレーネ周南」</u>	<u>周南市大字戸田</u>	<u>国土交通省</u> <u>周 南 市</u>	<p>災害対策基本法改正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
救助活動区分	活 動 内 容																			
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握																			
避難の援助	<u>避難勧告・指示</u> が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助																			
救助活動区分	活 動 内 容																			
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握																			
避難の援助	<u>避難指示等</u> が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助																			
<u>施設名称</u>	<u>所在地</u>	<u>管理者</u>																		
<u>道の駅「ソレーネ周南」</u>	<u>周南市大字戸田</u>	<u>国土交通省</u> <u>周 南 市</u>																		

現 行

修 正 案

備 考

第4節 災害救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲 (3-8-7)

【市町・県(厚政課・関係各課)】

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

1 罹災者を避難させるための輸送

市町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。

2 医療及び助産のための輸送

- (1) 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送。
(2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。
(3) 救護班の人員輸送。

3 罹災者の救出のための輸送

救出された罹災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。

5 救済用物資の輸送

罹災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。

第4節 災害救助法による輸送基準

第1項 輸送の範囲 (3-8-7)

【市町・県(厚政課・関係各課)】

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

1 被災者を避難させるための輸送

市町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。

2 医療及び助産のための輸送

- (1) 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送。
(2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。
(3) 救護班の人員輸送。

3 被災者の救出のための輸送

救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。

5 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。

呼称統一及び呼称変更

第9章 災害救助法の適用計画

基本的な考え方 (3-9-1)

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、県及び市町は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

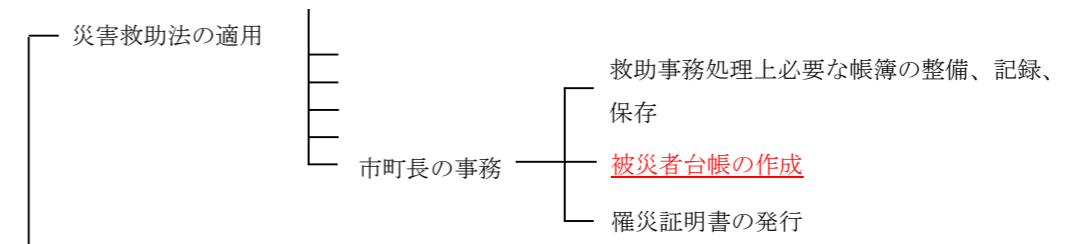
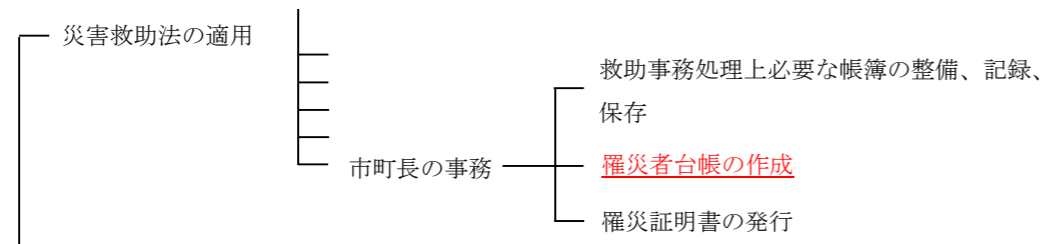
この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。

第9章 災害救助法の適用計画

基本的な考え方 (3-9-1)

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、県及び市町は応急的、かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱等について必要な事項を定める。



第1節 災害救助法の適用

第2項 適用手続き (3-9-5)

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市町長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

Table with 2 columns: (1) Report, and sub-items (a) City Mayor, (b) Report content (Disaster Total Count, etc.), (c) (d) (略).

第1節 災害救助法の適用

第2項 適用手続き (3-9-5)

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市町長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

Table with 2 columns: (1) Report, and sub-items (a) City Mayor, (b) Report content (Disaster Total Count, etc.), (c) (d) (略).

現 行	修 正 案	備 考
<p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給体制 (3-10-2)</p> <p>応急用食料の供給は、市町を実施機関とし、県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。</p> <p>なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、<u>総合防災情報システムの救援物資管理機能</u>を活用する。</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画</p> <p>第1項 生活必需品等の供給体制 (3-10-8)</p> <p>生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、<u>総合防災情報システムの救援物資管理機能</u>を活用する。</p> <p>第12章 応急住宅計画</p> <p>基本的な考え方 (3-12-1)</p>  <p>第1節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第2項 応急仮設住宅の供与 (3-12-2)</p> <p>1 供与の目的</p> <p>公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事(委任を受けた市町長)は、救助法の規定に基づき建設(以下「<u>建設型応急仮設住宅</u>」という。)又は民間賃貸住宅等を借上げ(以下「<u>借上型応急仮設住宅</u>」という。)ることにより応急仮設住宅を供与する。</p> <p>2 応急仮設住宅に収容する<u>罹災者</u>の条件</p> <p>(3-12-3)</p> <p>3 対象者及び入居予定者の選定</p> <p>(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。</p> <p>(2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する<u>罹災者</u>の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。</p> <p>(3) 市町長は、民生委員の意見を聴くなど<u>罹災者</u>の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。</p> <p>(4) 入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。</p> <p>4 応急仮設住宅の管理等</p> <p>(1) <u>建設型応急仮設住宅</u></p> <p>(2) <u>借上型応急仮設住宅</u></p>	<p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給体制 (3-10-2)</p> <p>応急用食料の供給は、市町を実施機関とし、県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。</p> <p>なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用する。</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画</p> <p>第1項 生活必需品等の供給体制 (3-10-8)</p> <p>生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用する。</p> <p>第12章 応急住宅計画</p> <p>基本的な考え方 (3-12-1)</p>  <p>第1節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第2項 応急仮設住宅の供与 (3-12-2)</p> <p>1 供与の目的</p> <p>公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事(委任を受けた市町長)は、救助法の規定に基づき建設(以下「<u>建設型応急住宅</u>」という。)又は民間賃貸住宅等を借上げ(以下「<u>賃貸型応急住宅</u>」という。)ることにより応急仮設住宅を供与する。</p> <p>2 応急仮設住宅に収容する<u>被災者</u>の条件</p> <p>(3-12-3)</p> <p>3 対象者及び入居予定者の選定</p> <p>(1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市町長が行う。</p> <p>(2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する<u>被災者</u>の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮すること。</p> <p>(3) 市町長は、民生委員の意見を聴くなど<u>被災者</u>の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。</p> <p>(4) 入居者の決定は、市町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。</p> <p>4 応急仮設住宅の管理等</p> <p>(1) <u>建設型応急住宅</u></p> <p>(2) <u>賃貸型応急住宅</u></p>	<p>システム運用開始</p> <p>呼称統一及び呼称変更</p>

現 行	修 正 案	備 考																																														
<p>(3-12-3) 第3項 <u>建設型応急仮設住宅</u></p> <p>(3-12-4) 第4項 <u>借上型応急仮設住宅</u></p> <p>第13章 水防計画 第2節 水防実施機関の業務及び責任 第3項 市町 - 水防管理団体（法第3条） 4 水防計画の策定（3-13-3） 指定水防管理団体の水防管理者（市町長）は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ水防協議会又は市町防災会議に諮らなければならない。 また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。<u>（法第32条）</u> （略）</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務 第3項 第1警戒体制（警戒配備体制） 2 配備課所と業務内容（3-13-5） 第1警戒体制（警戒配備体制）における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 課 所</th> <th>大 雨 注 意 報</th> <th>洪 水 注 意 報</th> <th>高 潮 注 意 報</th> <th>津 波 注 意 報</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産事務所 下関農林事務所</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> <td>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> <tr> <td><u>農林水産事務所 下関水産振興局</u></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> <td><u>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4項 第2警戒体制以上の体制 1 体制の時期 それぞれの体制の時期は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>体制の時期の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急非常体制</td> <td>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の<u>全組織</u>を災害対応が必要となるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 配備課所と業務内容（3-13-6） 第2警戒体制以上の体制における水防関係の業務内容は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口宇部空港事務所</td> <td>① 潮位の情報収集、通報に関すること。 ② 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	高 潮 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容	農林水産事務所 下関農林事務所			※	○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。	<u>農林水産事務所 下関水産振興局</u>			※	○	<u>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</u>	配備体制	体制の時期の基準	緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の <u>全組織</u> を災害対応が必要となるとき。	配備課所	業 務 内 容	山口宇部空港事務所	① 潮位の情報収集、通報に関すること。 ② 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関すること。	<p>(3-12-3) 第3項 <u>建設型応急住宅</u></p> <p>(3-12-4) 第4項 <u>賃貸型応急住宅</u></p> <p>第13章 水防計画 第2節 水防実施機関の業務及び責任 第3項 市町 - 水防管理団体（法第3条） 4 水防計画の策定（3-13-3） 指定水防管理団体の水防管理者（市町長）は、水防計画を定め、又は変更をしようとするときは、あらかじめ水防協議会又は市町防災会議に諮らなければならない。 また、策定又は変更を行った水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく知事に届け出なければならない。 （略）</p> <p>第3節 職員の配備体制及び所掌事務 第3項 第1警戒体制（警戒配備体制） 2 配備課所と業務内容（3-13-5） 第1警戒体制（警戒配備体制）における水防関係の配備課所と業務内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 備 課 所</th> <th>大 雨 注 意 報</th> <th>洪 水 注 意 報</th> <th>高 潮 注 意 報</th> <th>津 波 注 意 報</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産事務所 下関農林事務所 <u>下関水産振興局</u></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> <td>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4項 第2警戒体制以上の体制 1 体制の時期 それぞれの体制の時期は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>体制の時期の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急非常体制</td> <td>県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の<u>全組織を挙げて</u>災害対応が必要となるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 配備課所と業務内容（3-13-6） 第2警戒体制以上の体制における水防関係の配備課所と業務内容は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備課所</th> <th>業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口宇部空港事務所</td> <td>① 潮位の情報収集、通報に関すること。 ② 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	高 潮 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容	農林水産事務所 下関農林事務所 <u>下関水産振興局</u>			※	○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。	配備体制	体制の時期の基準	緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の <u>全組織を挙げて</u> 災害対応が必要となるとき。	配備課所	業 務 内 容	山口宇部空港事務所	① 潮位の情報収集、通報に関すること。 ② 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関すること。	<p>呼称統一及び呼称変更</p> <p>誤記修正</p> <p>項目の統一</p> <p>誤記修正</p> <p>表現の適正化</p>
配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	高 潮 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容																																											
農林水産事務所 下関農林事務所			※	○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。																																											
<u>農林水産事務所 下関水産振興局</u>			※	○	<u>警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況を監視し、水防情報の収集、報告にあたる。</u>																																											
配備体制	体制の時期の基準																																															
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の <u>全組織</u> を災害対応が必要となるとき。																																															
配備課所	業 務 内 容																																															
山口宇部空港事務所	① 潮位の情報収集、通報に関すること。 ② 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関すること。																																															
配 備 課 所	大 雨 注 意 報	洪 水 注 意 報	高 潮 注 意 報	津 波 注 意 報	業 務 内 容																																											
農林水産事務所 下関農林事務所 <u>下関水産振興局</u>			※	○	警戒配備体制に着いた旨、農林水産政策課の配備職員へ通報するとともに、所管の潮位の状況等、水防情報の収集、報告にあたる。																																											
配備体制	体制の時期の基準																																															
緊急非常体制	県下全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるときで、県の <u>全組織を挙げて</u> 災害対応が必要となるとき。																																															
配備課所	業 務 内 容																																															
山口宇部空港事務所	① 潮位の情報収集、通報に関すること。 ② 水門、防潮ゲート（陸閘）の開閉に関すること。																																															

現 行		修 正 案		備 考																																																																														
<p>農林水産事務所 下関農林事務所</p> <p>農林水産事務所 下関水産振興局</p>	<p>① 危険ため池に関すること。</p> <p>② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関すること</p> <p>水産庁所管海岸保全区域の水防に関すること。</p>	<p>農林水産事務所</p> <p>下関農林事務所</p> <p>下関水産振興局</p>	<p><u>①危険ため池に関すること。</u></p> <p><u>②農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関すること。</u></p> <p><u>③水産庁所管海岸保全区域の水防に関すること。</u></p> <p>① 危険ため池に関すること。</p> <p>② 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域の水防に関すること。</p> <p>水産庁所管海岸保全区域の水防に関すること。</p>	<p>項目の整理</p>																																																																														
<p>第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先 (3-13-9)</p> <p>各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。</p>		<p>第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先 (3-13-9)</p> <p>各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。</p>		<p>追記</p>																																																																														
<table border="1"> <tr> <td>機 関</td> <td>大雨注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>大雨警報</td> <td>洪水警報</td> <td>高潮警報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>高潮特別警報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波警報</td> <td>大津波警報</td> </tr> </table>		機 関	大雨注意報	洪水注意報	高潮注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波注意報	津波警報	大津波警報	<table border="1"> <tr> <td>機 関</td> <td>大雨注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td>大雨警報</td> <td>洪水警報</td> <td>高潮警報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>高潮特別警報</td> <td>津波注意報</td> <td>津波警報</td> <td>大津波警報</td> <td>津波特別警報</td> </tr> </table>		機 関	大雨注意報	洪水注意報	高潮注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波注意報	津波警報	大津波警報	津波特別警報																																																						
機 関	大雨注意報	洪水注意報	高潮注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波注意報	津波警報	大津波警報																																																																							
機 関	大雨注意報	洪水注意報	高潮注意報	大雨警報	洪水警報	高潮警報	大雨特別警報	高潮特別警報	津波注意報	津波警報	大津波警報	津波特別警報																																																																						
<p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第2項 洪水予報（法第10条、第11条）</p> <p>2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項） (3-13-13)</p> <p>(2) 洪水予報の対象となる基準観測所</p>		<p>第7節 水位の通知、洪水予報及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知</p> <p>第2項 洪水予報（法第10条、第11条）</p> <p>2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報（法第10条第2項） (3-13-13)</p> <p>(2) 洪水予報の対象となる基準観測所</p>																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位 (m)</th> <th>氾濫注意水位 (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小瀬川</td> <td>小川津</td> <td>岩国市大字小瀬字小川津</td> <td>2.60</td> <td>4.00</td> <td>5.70</td> <td>6.20</td> </tr> <tr> <td>両国橋</td> <td>岩国市大字小瀬字墨屋堂</td> <td>2.80</td> <td>3.90</td> <td>4.40</td> <td>4.90</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">佐波川</td> <td>新橋</td> <td>防府市西佐波令新橋町</td> <td>2.70</td> <td>3.40</td> <td>4.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>漆尾</td> <td>山口市徳地伊賀地上沖の原</td> <td>2.30</td> <td>3.40</td> <td>3.60</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>堀</td> <td>山口市徳地堀</td> <td>2.0</td> <td>3.00</td> <td>3.90</td> <td>4.30</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	小瀬川	小川津	岩国市大字小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20	両国橋	岩国市大字小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90	佐波川	新橋	防府市西佐波令新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00	堀	山口市徳地堀	2.0	3.00	3.90	4.30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位 (m)</th> <th>氾濫注意水位 (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小瀬川</td> <td>小川津</td> <td>岩国市大字小瀬字小川津</td> <td>2.60</td> <td>4.00</td> <td>5.70</td> <td>6.20</td> </tr> <tr> <td>両国橋</td> <td>岩国市大字小瀬字墨屋堂</td> <td>2.80</td> <td>3.90</td> <td>4.40</td> <td>4.90</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">佐波川</td> <td>新橋</td> <td>防府市新橋町</td> <td>2.70</td> <td>3.40</td> <td>4.20</td> <td>4.60</td> </tr> <tr> <td>漆尾</td> <td>山口市徳地伊賀地上沖の原</td> <td>2.30</td> <td>3.40</td> <td>3.60</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>堀</td> <td>山口市徳地堀</td> <td>2.0</td> <td>3.00</td> <td>3.90</td> <td>4.30</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	小瀬川	小川津	岩国市大字小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20	両国橋	岩国市大字小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90	佐波川	新橋	防府市新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00	堀	山口市徳地堀	2.0	3.00	3.90	4.30	<p>誤記修正</p>
河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)																																																																												
小瀬川	小川津	岩国市大字小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20																																																																												
	両国橋	岩国市大字小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90																																																																												
佐波川	新橋	防府市西佐波令新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60																																																																												
	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00																																																																												
	堀	山口市徳地堀	2.0	3.00	3.90	4.30																																																																												
河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)																																																																												
小瀬川	小川津	岩国市大字小瀬字小川津	2.60	4.00	5.70	6.20																																																																												
	両国橋	岩国市大字小瀬字墨屋堂	2.80	3.90	4.40	4.90																																																																												
佐波川	新橋	防府市新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60																																																																												
	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00																																																																												
	堀	山口市徳地堀	2.0	3.00	3.90	4.30																																																																												
<p>第9節 水防活動</p> <p>第7項 水防管理団体等相互の協力</p> <p>1 河川管理者の協力 (3-13-20)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③重要水防箇所の合同点検の実施</u></p> <p><u>④水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p><u>⑤水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</u></p> <p><u>⑥水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</u></p>		<p>第9節 水防活動</p> <p>第7項 水防管理団体等相互の協力</p> <p>1 河川管理者の協力 (3-13-20)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>③水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p><u>④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</u></p> <p><u>⑤水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</u></p>		<p>実態に合わせて削除</p>																																																																														
<p>第9項 輸送 (3-13-21)</p> <p>1 県の設備による輸送</p> <p>水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表2 <u>(24頁)「水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表」</u>に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。</p>		<p>第9項 輸送 (3-13-21)</p> <p>1 県の設備による輸送</p> <p>水防上必要がある場合、土木建築事務所長は、付表2 <u>(水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表)</u>に掲げる車両等を使用し、水防管理団体の応援にあたるものとする。</p>		<p>誤記修正</p>																																																																														

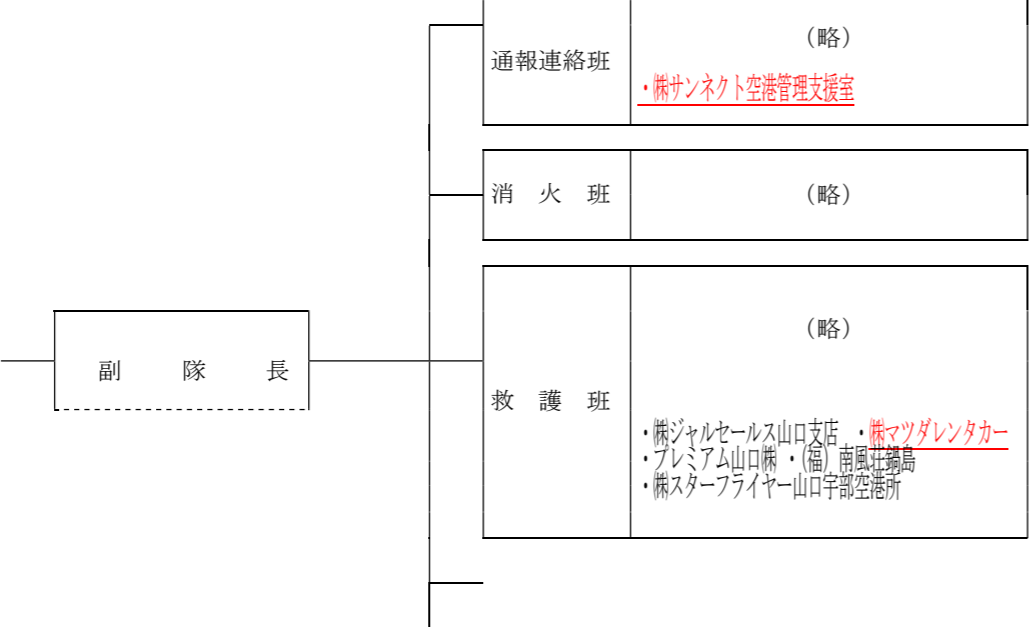
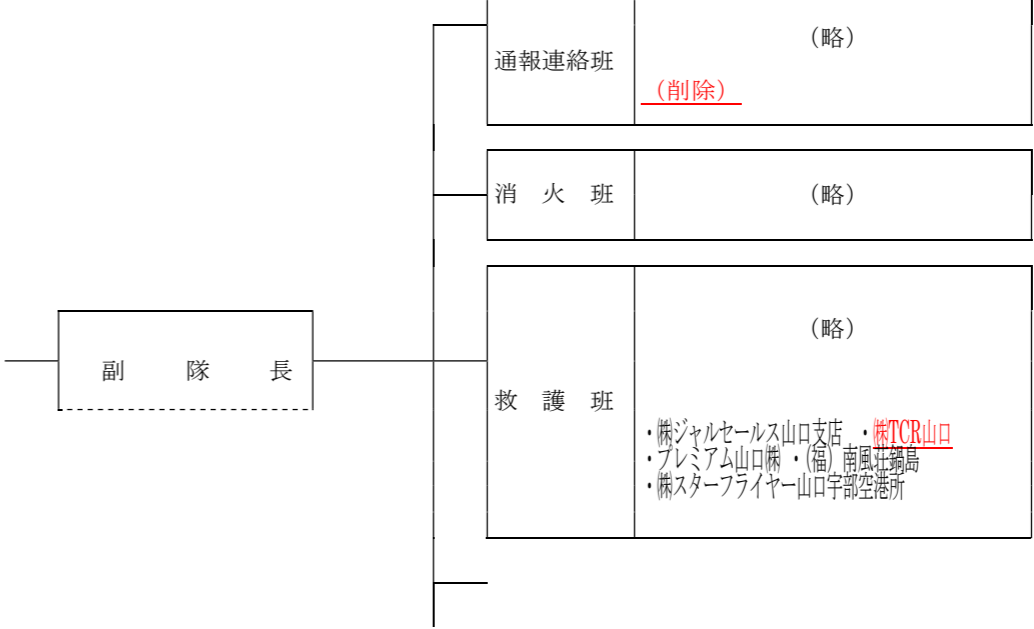
現 行	修 正 案	備 考
<p>第11節 水防標識・水防信号・身分証票</p> <p>第1項 水防標識（法第18条）（3-13-22） 水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりである。（水防法<u>施行規則</u>（昭和34年山口県規則第54号）第2条）</p> <p>第2項 水防信号（法20条） 知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。（水防法<u>施行規則</u>（昭和34年山口県規則第54号）第3条）</p> <p>第3項 身分証票（法第49条） 水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯提示する身分証票は次のとおりである。（水防法<u>施行規則</u>（昭和34年山口県規則第54号）第4条）</p> <p>第12節 水防訓練（3-13-23） 指定水防管理団体の水防訓練（法<u>第35条</u>） 指定水防管理団体は、法<u>第35条</u>に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。 この水防訓練は、県及び市町地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。</p> <p>第14章 災害警備計画</p> <p>第2節 海上警備対策</p> <p>第1項 治安の維持（3-14-4） 管区海上保安本部・海上保安部署は、<u>海上交通の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>1～2（略） <u>3 治安の維持に必要な情報の収集を行うものとする。</u></p> <p>第15章 要配慮者支援計画</p> <p>基本的な考え方（3-15-1） 災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。 このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。</p> <div data-bbox="557 1606 1202 1858"> <pre> graph LR A[避難誘導] --- B[避難誘導の方法] A --- C[移送の方法] A --- D[避難行動要支援者名簿の活用] E[避難誘導] --- B </pre> </div>	<p>第11節 水防標識・水防信号・身分証票</p> <p>第1項 水防標識（法第18条）（3-13-22） 水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりである。（水防法<u>施行細則</u>（昭和34年山口県規則第54号）第2条）</p> <p>第2項 水防信号（法20条） 知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。（水防法<u>施行細則</u>（昭和34年山口県規則第54号）第3条）</p> <p>第3項 身分証票（法第49条） 水防計画を作成するため必要な土地に立入る場合に携帯提示する身分証票は次のとおりである。（水防法<u>施行細則</u>（昭和34年山口県規則第54号）第4条）</p> <p>第12節 水防訓練（3-13-23） 指定水防管理団体の水防訓練（法<u>第32条の2</u>） 指定水防管理団体は、法<u>第32条の2</u>に定めるところにより、毎年1回以上訓練を実施し、水防技術の向上を図るとともに、水防組織の整備点検を行うものとする。 この水防訓練は、県及び市町地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えないものとする。</p> <p>第14章 災害警備計画</p> <p>第2節 海上警備対策</p> <p>第1項 治安の維持（3-14-4） 管区海上保安本部・海上保安部署は、<u>海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。</u></p> <p>1～2（略） <u>(削除)</u></p> <p>第15章 要配慮者支援計画</p> <p>基本的な考え方（3-15-1） 災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。 このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。</p> <div data-bbox="1825 1606 2469 1858"> <pre> graph LR A[避難誘導] --- B[避難誘導の方法] A --- C[移送の方法] A --- D[避難行動要支援者名簿の活用] E[避難誘導] --- B </pre> </div>	<p>誤記修正</p> <p>現行の「海上保安庁防災業務計画」に合わせる</p> <p>災害対策基本法改正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第1項 避難誘導 (3-15-2)</p> <p>1 <u>避難勧告等</u>の伝達 <u>避難勧告等を行う</u>市町長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。</p> <p>2 避難誘導の方法 <u>避難勧告等</u>が発令された場合、市町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。</p> <p>第2節 保健・福祉対策</p> <p>第2項 保健対策 (3-15-4)</p> <p>被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、県及び市町は、<u>保健師</u>による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。</p> <p>第3項 福祉対策 (3-15-4)</p> <p>4 生活資金等の貸付 県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付 (<u>小口資金貸付制度</u>) の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。 また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。</p> <p>第16章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第2節 専門ボランティアの支援体制</p> <p>第3項 県社会福祉協議会の対応 (3-16-3)</p> <p>県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、<u>登録内容を県災害救助部救助総務班に報告し、救助総務班は関係各班に報告する。</u></p> <p>第17章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第3項 児童生徒等の援助</p> <p>5 授業料等の減免及び学資貸与 【県(教育庁教育政策課・学事文書課)】 (1) 県立学校授業料等の減免等 (<u>山口県使用料手数料条例</u>) (3-17-8)</p> <p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設 (3-18-2)</p> <p>災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。 このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。</p> <p>【指定公共機関 (<u>中国電力(株)</u>)・県(企業局)】</p>	<p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第1項 避難誘導 (3-15-2)</p> <p>1 <u>避難指示等</u>の伝達 <u>避難指示等を発令する</u>市町長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。</p> <p>2 避難誘導の方法 <u>避難指示等</u>が発令された場合、市町は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等を優先して避難誘導する。</p> <p>第2節 保健・福祉対策</p> <p>第2項 保健対策 (3-15-4)</p> <p>被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であるので、県及び市町は、<u>保健師・栄養士等</u>による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。</p> <p>第3項 福祉対策 (3-15-4)</p> <p>4 生活資金等の貸付 県は、緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付の実施について国に要請するとともに、貸付主体である社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。 また、生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を講じる。</p> <p>第16章 ボランティア活動支援計画</p> <p>第2節 専門ボランティアの支援体制</p> <p>第3項 県社会福祉協議会の対応 (3-16-3)</p> <p>県社会福祉協議会は、一般ボランティアの登録に併せ、専門ボランティアの登録を行うとともに、<u>専門ボランティアに関する各団体との連絡調整を行い、災害時に県災害救助部救助総務班が円滑に派遣できる体制の整備に努める。</u></p> <p>第17章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第3項 児童生徒等の援助</p> <p>5 授業料等の減免及び学資貸与 【県(教育庁教育政策課・学事文書課)】 (1) 県立学校授業料等の減免等 (<u>山口県使用料手数料条例等</u>) (3-17-8)</p> <p>第18章 ライフライン施設の応急復旧計画</p> <p>第1節 電力施設 (3-18-2)</p> <p>災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。 このため、災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。</p> <p>【指定公共機関 (<u>中国電力(株)及び中国電力ネットワーク(株)</u>)・県(企業局)】</p>	<p>災害対策基本法改正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>「山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会」の活動の記載</p> <p>表現の適正化(大学で定める規程など)</p> <p>分社化に伴う指定公共機関の追加</p>

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第2項 中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方(支社)</p> <table border="1" data-bbox="252 300 1308 466"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 体 制 (災害準備対策室)</td> <td>・台風等が接近し、担当区域に<u>一定</u>の被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>災害対策室</u>の構成及び任務 中国電力(株)及び中国電力ネットワーク(株)の<u>社内規定</u>に基づき、別に定める。</p> <p>(3) 防災体制時の情報連絡経路</p> <p>ア 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、次による。 イ 電気事業法、災害対策基本法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。 ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、<u>東京支社</u>が対応する。</p> <p>3 災害応急対策 (3-18-3)</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、<u>次のような</u>事項により応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="237 863 1329 1549"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 災害時における災害に係る情報の収集</td> <td>ア 社内情報の収集は、<u>情報収集経路</u>による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。</td> </tr> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td>ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合(略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内(略) ・休日、時間外 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(総務) TEL 090-5705-5384</div>↔<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 令 基 準	警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、担当区域に <u>一定</u> の被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合	事 項	対 応 措 置	(2) 災害時における災害に係る情報の収集	ア 社内情報の収集は、 <u>情報収集経路</u> による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。	(3) 災害時における県への情報伝達	ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合(略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内(略) ・休日、時間外 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(総務) TEL 090-5705-5384</div>↔<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div>	<p>第2項 中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p>(1) 防災活動体制</p> <p>ア 防災体制の発令の考え方(支社)</p> <table border="1" data-bbox="1516 300 2573 466"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 戒 体 制 (災害準備対策室)</td> <td>・台風等が接近し、担当区域に<u>大規模な</u>被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 構成及び任務 中国電力(株)及び中国電力ネットワーク(株)の<u>社内規程</u>に基づき、別に定める。</p> <p>(3) 防災体制時の情報連絡経路</p> <p>ア 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、次による。 イ 電気事業法、災害対策基本法、河川法及び電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌によって行う。 ウ 経済産業省を始め中央官庁並びに関係箇所は、<u>中国電力(株)東京支社及び中国電力ネットワーク(株)東京事務所</u>が対応する。</p> <p>3 災害応急対策 (3-18-3)</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、<u>次の</u>事項により応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1501 863 2594 1549"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2) 災害時における災害に係る情報の収集</td> <td>ア 社内情報の収集は、<u>社内規程</u>による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。</td> </tr> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td>ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合(略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内(略) ・休日、時間外 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(総務・地域協力) TEL 090-5705-5384</div>↔<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 令 基 準	警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、担当区域に <u>大規模な</u> 被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合	事 項	対 応 措 置	(2) 災害時における災害に係る情報の収集	ア 社内情報の収集は、 <u>社内規程</u> による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。	(3) 災害時における県への情報伝達	ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合(略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内(略) ・休日、時間外 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(総務・地域協力) TEL 090-5705-5384</div>↔<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div>	<p>発令基準の見直し</p> <p>表現の適正化 誤記修正</p> <p>分社化に伴う指定公共機関の追加</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p> <p>災害対策基本法改正</p>
区 分	発 令 基 準																					
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、担当区域に <u>一定</u> の被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合																					
事 項	対 応 措 置																					
(2) 災害時における災害に係る情報の収集	ア 社内情報の収集は、 <u>情報収集経路</u> による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。																					
(3) 災害時における県への情報伝達	ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合(略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内(略) ・休日、時間外 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(総務) TEL 090-5705-5384</div>↔<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div>																					
区 分	発 令 基 準																					
警 戒 体 制 (災害準備対策室)	・台風等が接近し、担当区域に <u>大規模な</u> 被害が予測される場合 ・複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・非常体制が発令された事業所がある場合																					
事 項	対 応 措 置																					
(2) 災害時における災害に係る情報の収集	ア 社内情報の収集は、 <u>社内規程</u> による。 イ 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ウ 隣接電力会社間の情報の収集・交換は、原則として各社通信設備を利用する。																					
(3) 災害時における県への情報伝達	ア～イ (略) ウ 伝達系統図 (7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合(略) (イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合 ・時間内(略) ・休日、時間外 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力(株)山口支社 マネージャー(総務・地域協力) TEL 090-5705-5384</div>↔<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県(防災危機管理課) TEL 933-2390</div></div>																					
<p>第21章 火災対策計画</p> <p>基本的な考え方 (3-21-1)</p> <p>火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">住民等の安全対策</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <u>避難勧告・指示</u>、警戒区域の設定 避難場所、避難誘導 </div> </div>	<p>第21章 火災対策計画</p> <p>基本的な考え方 (3-21-1)</p> <p>火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">住民等の安全対策</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <u>避難指示</u>、警戒区域の設定 避難場所、避難誘導 </div> </div>	<p>災害対策基本法改正</p>																				

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第1節 火災防ぎょ計画</p> <p>第3項 消防活動</p> <p>4 住民に対する安全対策</p> <p>(2) <u>避難勧告・指示</u> (3-21-5)</p> <p>火災の延焼拡大、危険物等の漏えい、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ<u>避難勧告・指示</u>、誘導を実施する。</p> <p>イ 市町長等の<u>避難勧告・指示</u> (3-21-6)</p> <p>第5章第1節参照</p> <p>5 災害広報</p> <p>(1) 住民広報 (3-21-6)</p> <p>住民に対する注意と警戒を喚起するとともに<u>避難勧告・指示等</u>における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。</p> <p>イ 避難広報 (3-21-6)</p> <p>(7) <u>避難勧告・指示</u>の出された地域の範囲等</p> <p>第2節 林野火災対策計画</p> <p>第3項 林野火災に係る消防活動</p> <p>3 林野火災対応の概要 (3-21-9)</p> <p>林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。</p> <table border="1" data-bbox="181 1136 1329 1423"> <thead> <tr> <th>事象の経過</th> <th>市町・消防機関の対応</th> <th>関係機関の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火災拡大</td> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 危険地域住民に対する<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6項 住民等の安全対策 (3-21-13)</p> <p>都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。</p> <p>このため、これらの者の安全確保を図るため、市町は必要な対策を講じる。</p> <p>1 <u>避難勧告・指示</u>、警戒区域の設定</p> <p>(1) 市町長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命 safety に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難勧告、指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体の安全確保を図る。</p> <p><u>避難勧告・指示</u>及び警戒区域の設定に係る事項については、第1節第3項4住民に対する安全対策の項参照</p>	事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応	火災拡大	1～4 (略)	(略)	5 危険地域住民に対する <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>		6 (略)		<p>第1節 火災防ぎょ計画</p> <p>第3項 消防活動</p> <p>4 住民に対する安全対策</p> <p>(2) <u>避難指示</u> (3-21-5)</p> <p>火災の延焼拡大、危険物等の漏えい、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ<u>避難指示</u>、誘導を実施する。</p> <p>イ 市町長等の<u>避難指示</u> (3-21-6)</p> <p>第5章第1節参照</p> <p>5 災害広報</p> <p>(1) 住民広報 (3-21-6)</p> <p>住民に対する注意と警戒を喚起するとともに<u>避難指示等</u>における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。</p> <p>イ 避難広報 (3-21-6)</p> <p>(7) <u>避難指示等</u>の出された地域の範囲等</p> <p>第2節 林野火災対策計画</p> <p>第3項 林野火災に係る消防活動</p> <p>3 林野火災対応の概要 (3-21-9)</p> <p>林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1442 1136 2591 1423"> <thead> <tr> <th>事象の経過</th> <th>市町・消防機関の対応</th> <th>関係機関の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火災拡大</td> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 危険地域住民に対する<u>避難指示</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6項 住民等の安全対策 (3-21-13)</p> <p>都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。</p> <p>このため、これらの者の安全確保を図るため、市町は必要な対策を講じる。</p> <p>1 <u>避難指示</u>、警戒区域の設定</p> <p>(1) 市町長は、林野火災の延焼拡大により住民の生命 safety に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難勧告、指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体の安全確保を図る。</p> <p><u>避難指示</u>及び警戒区域の設定に係る事項については、第1節第3項4住民に対する安全対策の項参照</p>	事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応	火災拡大	1～4 (略)	(略)	5 危険地域住民に対する <u>避難指示</u>		6 (略)		<p>災害対策基本法改正</p>
事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応																				
火災拡大	1～4 (略)	(略)																				
	5 危険地域住民に対する <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>																					
	6 (略)																					
事象の経過	市町・消防機関の対応	関係機関の対応																				
火災拡大	1～4 (略)	(略)																				
	5 危険地域住民に対する <u>避難指示</u>																					
	6 (略)																					

現 行	修 正 案	備 考																
<p>第2章 交通災害対策計画</p> <p>第1節 海上災害対策計画</p> <p>第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策</p> <p>2 応援協力関係</p> <p>(2) 市町、消防機関と海上保安部署との間（消防協定）（3-22-7）</p> <table border="1" data-bbox="225 338 1196 468"> <thead> <tr> <th>関係海上保安部署</th> <th>協定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山海上保安部</td> <td><u>柳井地区広域消防本部、光地区消防組合消防本部、下松市、防府市、周南市</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 関係企業と海上保安部署との間</p> <table border="1" data-bbox="225 548 1196 873"> <thead> <tr> <th>関係海上保安部署</th> <th>協定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩国海上保安署</td> <td>（海上災害の応援に関する覚書・・・昭和55年4月1日締結） 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、JXTGエネルギー(株)麻里布製油所、ユニオン石油(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井デュポンポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、<u>中国電力(株)岩国発電所</u>、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国工場、日本製紙(株)大竹工場、三菱ケミカル(株)大竹事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、内外運輸(株)岩国営業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 航空災害対策計画</p> <p>第2項 民間航空機災害応急対策活動</p> <p>1 実施機関</p> <p>(2) 国（大阪航空局岩国空港事務所）（3-22-12）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 空港内及び周辺地域において航空機事故が発生した場合には、別に定める「<u>岩国空港緊急計画</u>」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>資料編[2(3)-1]……山口宇部空港緊急時対応計画</p> <p>[2(3)-2]…… 〃 消防救難隊設置業務要領</p> <p>[2(3)-3]…… 〃 消防救難隊についての業務協定</p> <p>[2(3)-4]……<u>岩国空港緊急計画</u></p> <p>[2(3)-5]…… 〃 消火救難隊業務要領</p>	関係海上保安部署	協定の相手方	徳山海上保安部	<u>柳井地区広域消防本部、光地区消防組合消防本部、下松市、防府市、周南市</u>	関係海上保安部署	協定の相手方	岩国海上保安署	（海上災害の応援に関する覚書・・・昭和55年4月1日締結） 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、JXTGエネルギー(株)麻里布製油所、ユニオン石油(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井デュポンポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、 <u>中国電力(株)岩国発電所</u> 、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国工場、日本製紙(株)大竹工場、三菱ケミカル(株)大竹事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、内外運輸(株)岩国営業所	<p>第2章 交通災害対策計画</p> <p>第1節 海上災害対策計画</p> <p>第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策</p> <p>2 応援協力関係</p> <p>(2) 市町、消防機関と海上保安部署との間（消防協定）（3-22-7）</p> <table border="1" data-bbox="1486 338 2457 468"> <thead> <tr> <th>関係海上保安部署</th> <th>協定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山海上保安部</td> <td><u>柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、下松市消防本部、防府市消防本部、周南市消防本部</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 関係企業と海上保安部署との間</p> <table border="1" data-bbox="1486 548 2457 873"> <thead> <tr> <th>関係海上保安部署</th> <th>協定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩国海上保安署</td> <td>（海上災害の応援に関する覚書・・・昭和55年4月1日締結） 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、JXTGエネルギー(株)麻里布製油所、ユニオン石油(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井デュポンポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国工場、日本製紙(株)大竹工場、三菱ケミカル(株)大竹事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、内外運輸(株)岩国営業所</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 航空災害対策計画</p> <p>第2項 民間航空機災害応急対策活動</p> <p>1 実施機関</p> <p>(2) 国（大阪航空局岩国空港事務所）（3-22-12）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 空港内及び周辺地域において航空機事故が発生した場合には、別に定める「<u>岩国空港緊急時対応計画</u>」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。</p> <p>ウ～オ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>資料編[2(3)-1]……山口宇部空港緊急時対応計画</p> <p>[2(3)-2]…… 〃 消防救難隊設置業務要領</p> <p>[2(3)-3]…… 〃 消防救難隊についての業務協定</p> <p>[2(3)-4]……<u>岩国空港緊急時対応計画</u></p> <p>[2(3)-5]…… 〃 消火救難隊業務要領</p>	関係海上保安部署	協定の相手方	徳山海上保安部	<u>柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、下松市消防本部、防府市消防本部、周南市消防本部</u>	関係海上保安部署	協定の相手方	岩国海上保安署	（海上災害の応援に関する覚書・・・昭和55年4月1日締結） 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、JXTGエネルギー(株)麻里布製油所、ユニオン石油(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井デュポンポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国工場、日本製紙(株)大竹工場、三菱ケミカル(株)大竹事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、内外運輸(株)岩国営業所	<p>誤記修正</p> <p>事業所廃止</p> <p>計画の改正</p>
関係海上保安部署	協定の相手方																	
徳山海上保安部	<u>柳井地区広域消防本部、光地区消防組合消防本部、下松市、防府市、周南市</u>																	
関係海上保安部署	協定の相手方																	
岩国海上保安署	（海上災害の応援に関する覚書・・・昭和55年4月1日締結） 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、JXTGエネルギー(株)麻里布製油所、ユニオン石油(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井デュポンポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、 <u>中国電力(株)岩国発電所</u> 、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国工場、日本製紙(株)大竹工場、三菱ケミカル(株)大竹事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、内外運輸(株)岩国営業所																	
関係海上保安部署	協定の相手方																	
徳山海上保安部	<u>柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、下松市消防本部、防府市消防本部、周南市消防本部</u>																	
関係海上保安部署	協定の相手方																	
岩国海上保安署	（海上災害の応援に関する覚書・・・昭和55年4月1日締結） 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学(株)岩国大竹工場、JXTGエネルギー(株)麻里布製油所、ユニオン石油(株)岩国工場、(株)ダイセル大竹工場、三井デュポンポリケミカル(株)大竹工場、日本製紙(株)岩国工場・大竹工場、帝人(株)岩国事業所、東洋紡(株)岩国工場、日本製紙(株)大竹工場、三菱ケミカル(株)大竹事業所)、日本海事興業(株)岩国出張所、内外運輸(株)岩国営業所																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 関係機関に対する通報連絡 (6) 山口宇部空港消防救難隊組織図 (3-22-16)</p> 	<p>2 関係機関に対する通報連絡 (6) 山口宇部空港消防救難隊組織図 (3-22-16)</p> 	<p>組織改編</p> <p>組織改編</p>
<p>第23章 産業災害対策計画 第1節 化学工場等災害対策計画 第6項 毒物劇物による事故対策 2 応急措置対策 (3-23-6) (1) 毒物劇物取扱者の措置 (毒物及び劇物取締法第16条の2)</p> <p>第4節 家畜管理計画 第4項 飼料の確保及び調達、配給 (3-23-14) 【県(畜産振興課)】 畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。 1 粗飼料 全国農業協同組合連合会山口県本部等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。 2 濃厚飼料 全国農業協同組合連合会山口県本部等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。</p>	<p>第23章 産業災害対策計画 第1節 化学工場等災害対策計画 第6項 毒物劇物による事故対策 2 応急措置対策 (3-23-6) (1) 毒物劇物取扱者の措置 (毒物及び劇物取締法第17条)</p> <p>第4節 家畜管理計画 第4項 飼料の確保及び調達、配給 (3-23-14) 【県(畜産振興課)】 畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。 1 粗飼料 山口県農業協同組合等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。 2 濃厚飼料 山口県農業協同組合等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。</p>	<p>法改正</p> <p>名称変更</p>

現 行

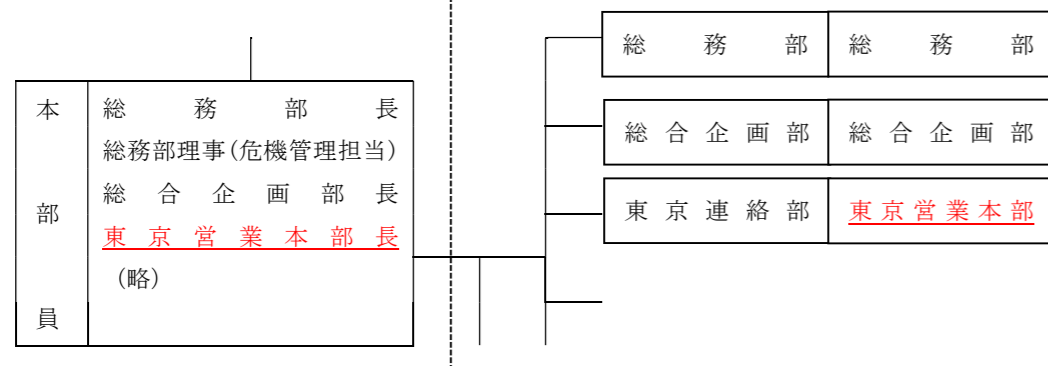
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 被害復旧対策本部の設置

2 県本部の組織（4-1-2）



第2項 県本部の運営

2 部

(1) 部の構成（4-1-3）

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	<u>東京営業本部</u>	<u>東京営業本部長</u>	<u>東京営業本部副本部長</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

第4項 班の編成及び所掌事務

(4-1-5)

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
総合企画部	広報広聴	広報広聴課	8 請願、陳情及び相談の総括的処理に関する事 こと。	
	情報処理	<u>情報企画課</u>	9 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運 用に関する事 こと。 10 庁内情報システムの保安全管理に関する事 こと。	
東京連絡部		<u>東京営業本部</u>	1 政府、国会等中央関係機関に対する連絡等 に関する事 こと。 2 中央方面関係の情報収集に関する事 こと。	

(4-1-6)

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
災害救助部	薬務	薬務課	23 医薬品、 <u>衛生器材の確保</u> に関する事 こと。 24 血液の確保に関する事 こと。 <u>(追加)</u>	

修 正 案

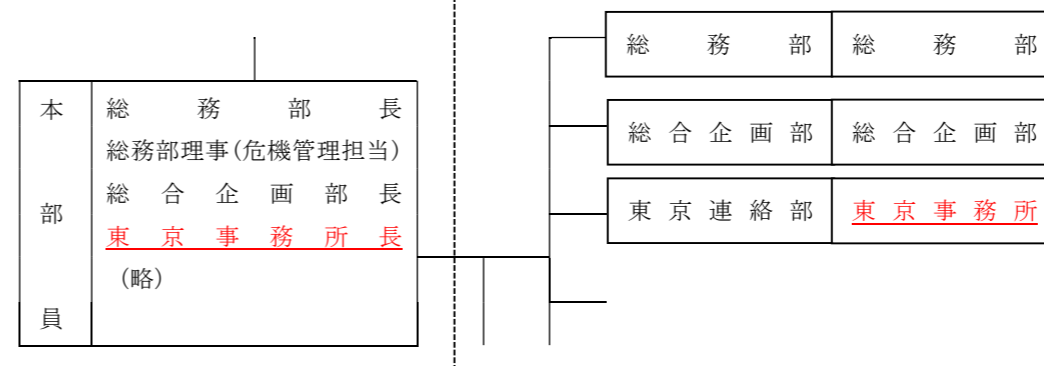
第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第1項 被害復旧対策本部の設置

2 県本部の組織（4-1-2）



第2項 県本部の運営

2 部

(1) 部の構成（4-1-3）

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
総務部	総務部	総務部長	総務部次長
総合企画部	総合企画部	総合企画部長	総合企画部次長
東京連絡部	<u>東京事務所</u>	<u>東京事務所長</u>	<u>東京事務所次長</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

第4項 班の編成及び所掌事務

(4-1-5)

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
総合企画部	広報広聴	広報広聴課	8 請願、陳情及び相談の総括的処理に関する事 こと。	
	情報処理	<u>デジタル政策課</u> <u>デジタル・ガバメント推進課</u>	9 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運 用に関する事 こと。 10 庁内情報システムの保安全管理に関する事 こと。	
東京連絡部		<u>東京事務所</u>	1 政府、国会等中央関係機関に対する連絡等 に関する事 こと。 2 中央方面関係の情報収集に関する事 こと。	

(4-1-6)

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
災害救助部	薬務	薬務課	23 医薬品、 <u>医療機器、衛生材料の確保、供給</u> に 関する事 こと。 24 血液の確保に関する事 こと。 <u>25 関係団体等との連絡調整に関する事 こと。</u>	

備 考

誤記修正

誤記修正

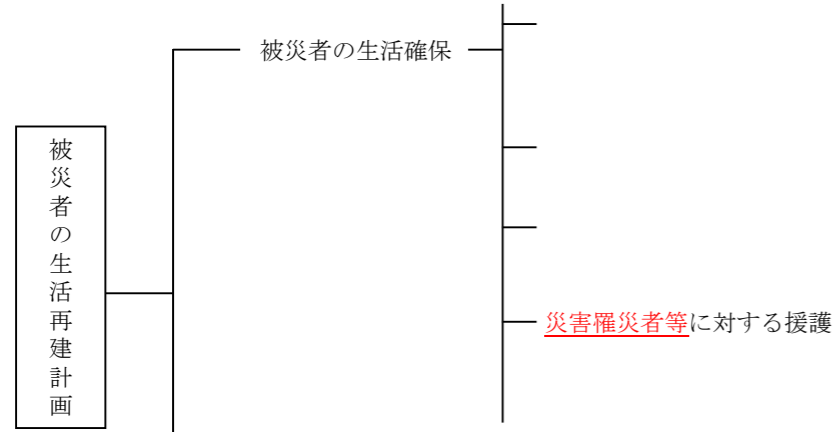
組織改編

誤記修正

災害薬事コーディネーター等の配置

現 行

第2章 被災者の生活再建計画
基本的な考え方 (4-2-1)



第1節 被災者の生活確保
第1項 生活相談 (4-2-2)

【県(総合企画部)・市町・警察・関係防災機関】

機 関 名	措 置 事 項																						
県 (総合企画部)	2 被害相談室の設置 (2) 関係課 県民等からの被害相談に対応するため、下表に掲げる各課は職員を課内に配置するものとする。 なお、関係課については被害状況等を考慮し、知事の判断により追加等を行うものとする。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>課(室)名</th> <th>係(班)名</th> <th>主な相談業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>税務課</td> <td>各担当班</td> <td>税に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>生活衛生課</td> <td>指導班</td> <td>日本政策金融公庫災害復旧貸付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康福祉部</td> <td rowspan="3">厚政課</td> <td>総務管理班</td> <td>災害援護資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>地域保健福祉班</td> <td>被災者生活再建支援制度</td> </tr> <tr> <td>生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭課</td> <td>青少年・家庭福祉班</td> <td>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容	総務部	税務課	各担当班	税に関すること	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付	地域保健福祉班	被災者生活再建支援制度	生活福祉資金の貸付	子ども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容																			
	総務部	税務課	各担当班	税に関すること																			
	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付																			
	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付																			
地域保健福祉班			被災者生活再建支援制度																				
生活福祉資金の貸付																							
子ども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付																					

第5項 住宅の建設
4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

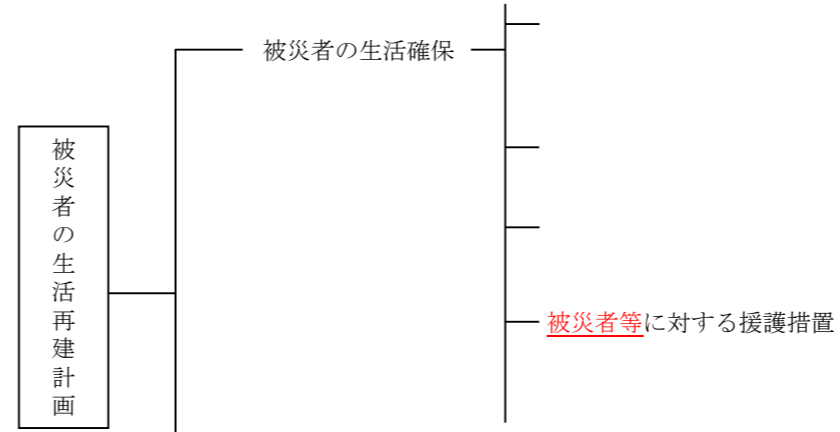
イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資 (4-2-5)

地すべり等防止法第24条第3項により知事の承認を得た関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第25条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

修 正 案

第2章 被災者の生活再建計画
基本的な考え方 (4-2-1)



第1節 被災者の生活確保
第1項 生活相談 (4-2-2)

【県(総合企画部)・市町・警察・関係防災機関】

機 関 名	措 置 事 項																						
県 (総合企画部)	2 被害相談室の設置 (2) 関係課 県民等からの被害相談に対応するため、下表に掲げる各課は職員を課内に配置するものとする。 なお、関係課については被害状況等を考慮し、知事の判断により追加等を行うものとする。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>課(室)名</th> <th>係(班)名</th> <th>主な相談業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>税務課</td> <td>各担当班</td> <td>税に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>生活衛生課</td> <td>指導班</td> <td>日本政策金融公庫災害復旧貸付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康福祉部</td> <td rowspan="3">厚政課</td> <td>総務管理班</td> <td>災害援護資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>地域保健福祉班</td> <td>被災者生活再建支援制度</td> </tr> <tr> <td>生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>子ども家庭課</td> <td>青少年・家庭福祉班</td> <td>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容	総務部	税務課	各担当班	税に関すること	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付	地域保健福祉班	被災者生活再建支援制度	生活福祉資金の貸付	子ども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
	部 局	課(室)名	係(班)名	主な相談業務内容																			
	総務部	税務課	各担当班	税に関すること																			
	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付																			
	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付																			
地域保健福祉班			被災者生活再建支援制度																				
生活福祉資金の貸付																							
子ども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付																					

第5項 住宅の建設
4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資 (4-2-5)

地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

備 考

呼称統一

分掌の変更

誤記修正

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>第6項 生活資金の確保</p> <p>3 県市町中小企業勤労者小口資金 (4-2-6)</p> <p>(3) 利 率 年<u>1.63%</u> (保証料別途)</p> <p>第8項 <u>災害罹災者等</u>に対する援護措置 (4-2-9)</p> <p>1 県内において発生した災害に係る<u>罹災者等</u>に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。</p> <p>第9項 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>2 被災者生活再建支援制度</p> <p>(1) 支援金の支給対象となる被災世帯</p> <p>ア 支援金の支給対象となる被災世帯 前述の1(2)(イ) a～f の自然災害により</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 支援金の支給額該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) (4-2-10)</p> <table border="1" data-bbox="270 852 1279 1050"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 ((1)ア①に該当)</th> <th>解体 ((1)ア②に該当)</th> <th>長期避難 ((1)ア③に該当)</th> <th>大規模半壊 ((1)ア④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="270 1115 1279 1312"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p> <p>*一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円</p> <p>3 支援金の支給申請等 (略)</p> <p>4 山口県被災者生活再建支援金支給事業(県制度)</p> <p>県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度(国制度)の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と<u>同額の支援</u>を行う(負担割合 県1/2、市町1/2)。</p>	住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>第6項 生活資金の確保</p> <p>3 県市町中小企業勤労者小口資金 (4-2-6)</p> <p>(3) 利 率 年<u>1.61%</u> (保証料別途)</p> <p>第8項 <u>被災者等</u>に対する援護措置 (4-2-9)</p> <p>1 県内において発生した災害に係る<u>被災者等</u>に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。</p> <p>第9項 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>2 被災者生活再建支援制度</p> <p>(1) 支援金の支給対象となる被災世帯</p> <p>ア 支援金の支給対象となる被災世帯 前述の1(2)(イ) a～f の自然災害により</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)</u></p> <p>イ 支援金の支給額該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) (4-2-10)</p> <table border="1" data-bbox="1534 852 2543 1050"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 ((1)ア①に該当)</th> <th>解体 ((1)ア②に該当)</th> <th>長期避難 ((1)ア③に該当)</th> <th>大規模半壊 ((1)ア④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*「中規模半壊世帯」は支給なし</u></p> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="1534 1115 2543 1312"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額</u></p> <p>*一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円 <u>(「中規模半壊世帯」は1/2の額)</u></p> <p>3 支援金の支給申請等 (略)</p> <p>4 山口県被災者生活再建支援金支給事業(県制度)</p> <p>県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度(国制度)の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と<u>同額(「中規模半壊世帯」を除く)の支援</u>を行う(負担割合 県1/2、市町1/2)。</p>	住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>利率変更</p> <p>呼称統一</p> <p>被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(令和2年法律第69号)及び被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第341号)の施行</p>
住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)																																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																			
支給額	200万円	100万円	50万円																																			
住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)																																		
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																			
支給額	200万円	100万円	50万円																																			